

日本における少子化の要因分析と政策的含意

岩崎 竜也

はじめに

日本では、1970年代後半から少子化のフェーズに入り1990年頃からエンゼルプランなど政府が少子化問題への対応を始めた。しかしながら、1970年代後半以降出生数は減少し合計特殊出生率は低下の一途をたどっており、2023年の出生数は統計開始以来過去最小の約73万人で、2024年には出生数が70万人を下回るとの予想がなされている¹。では、なぜ出生数が減少し合計特殊出生率が低下し続けているのだろうか。

本稿の第1節では、日本の少子化の現状と将来推計、出生数の減少と合計特殊出生率低下の要因を分析する。第2節では、G7の中でも合計特殊出生率が高いフランスは2023年時点でどのような家族政策を行っているのかを取り上げ、日本の少子化対策の歴史についても取り上げる。第3節では出生数の減少や合計特殊出生率の低下要因である未婚化がなぜ進行しているのかを考察する。第4節では、第1節から第3節を踏まえたうえで、必要な少子化対策、人口が減少する日本に必要なことを考察する。

少子化の要因を分析することにより、その分析をもとに改善策を講じることによって、少子化状況を抑制することができるのではないだろうか。

第1節 日本の少子化の現状と将来推計

1.1 少子化とは

そもそも、少子化とは何なのだろうか。少子化という語は、1992年の国民生活白書の副題である「少子化の到来、その影響と対応」に由来する語であるとされる²。人口学的には、少子化とは「出生率が人口置換水準を継続的に下回っている状態」とし、ここでいう出生率とは、合計特殊出生率³を指すとされる。人口置換水準とは、日本においては合計特殊出生率 ≈ 2.07 ⁴に相当するとされており、仮に合計特殊出生率が人口置換水準を下回る場合、長期的には人口の減少が発生することになる⁵。即ち、日本が少子化に直面しているかどうかは、合計特殊出生率が人口置換水準2.07を継続的に下回っているかどうかで判断することができる。

少子化である低出生力を表す語は英語で3つの表現があるとされ、合計特出生率が人口置換

¹ 日本総研 (2024) .

² 佐藤 (2008) p. 10.

³ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

⁴ 阿藤 (2017) p. 6.

⁵ 佐藤 (2008) p. 10.

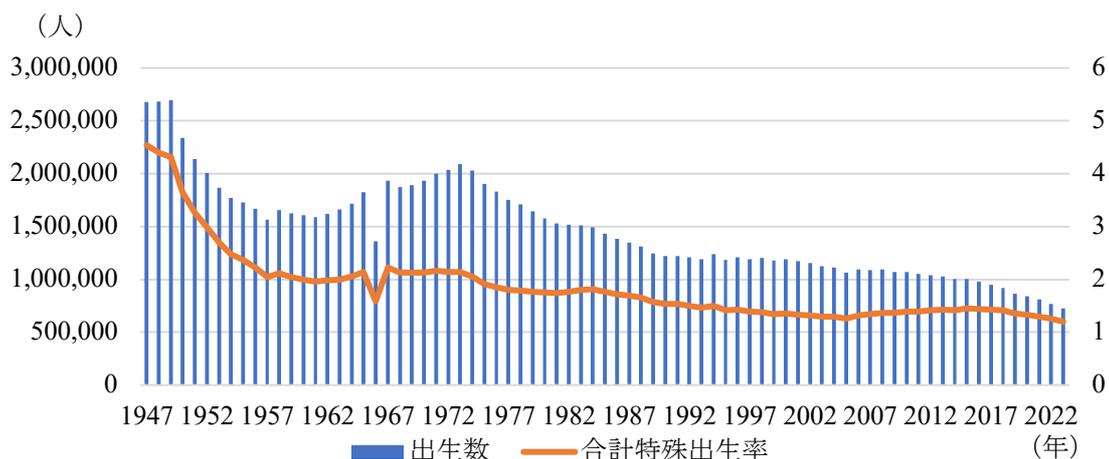
水準を下回る場合は “below-replacement fertility” と表され、合計特殊出生率が 1.5 を下回る場合は、“very low fertility”、合計特殊出生率が 1.3 を下回る場合は “lowest-low fertility” と表せられており、佐藤 (2008) は、“very low fertility” を「超少子化」と表現している⁶。

1.2 日本はいつから少子化が始まったのか

ここから、日本の出生数の推移と合計特殊出生率の推移をみていき、日本の少子化について述べていく。

図 1 は、日本の出生数と合計特殊出生率の 1947 年から 2023 年までの推移を表したものである。戦争への出征によって延ばされていた結婚や出生が戦争の終結により、復員後に結婚や出生が再開したのに加えて、日本が平和になるという社会環境の好転によって 1947 年の出生数は約 268 万人で合計特殊出生率は 4.54 を記録し、1949 年まで高い出生数と合計特殊出生率を記録するといった第 1 次ベビーブームが起きた⁷。その後は出生数、合計特殊出生率は低下するが、第 1 次ベビーブームに生まれた女性が出産することなどにより、1971 年の出生数は約 200 万人、そして合計特殊出生率は 2.16 を記録するなど第 2 次ベビーブームが到来した。しかし、その後出生数と合計特殊出生率は低下し、2023 年の出生数は統計開始以来過去最小の 72 万 7288 人を記録し、前年の 2022 年に比べると 4 万 3471 人の減少となった⁸。合計特殊出生率は 2022 年が 1.26 であるのに対して、2023 年は 1.20 である。佐藤 (2008) は合計特殊出生率が 1.5 を下回る状態を「超少子化」と表現したが、2023 年の日本は、その「超少子化」の基準をさらに下回る “lowest-low fertility” の社会である。

図 1 日本の合計特殊出生率と出生数の推移



(出所) 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (a) より筆者作成。

⁶ 佐藤 (2008) p. 10.

⁷ 五十嵐 (2022) pp. 94-95.

⁸ 厚生労働省 (2024) .

では、日本において少子化はいつから始まったのだろうか。先に述べたとおり、少子化とは、合計特殊出生率が人口置換水準を継続的に下回っている状態である。1974年に合計特殊出生率が2.05を記録し、1974年当時の人口置換水準2.11⁹を下回って以降、合計特殊出生率が人口置換水準を継続的に下回り始めたため、日本の少子化は1970年代後半頃から始まったと考えられる。

1.3 日本のこれからの人口減少と少子化

国立社会保障・人口問題研究所が行った日本の将来推計人口（令和5年推計）から、合計特殊出生率が改善若しくは悪化した際に日本の総人口や65歳以上の高齢人口、15歳から64歳の生産年齢人口、0歳から14歳の年少人口がそれぞれどのように推移していくかみていく。この将来人口推計は、国際的に標準とされる人口学的手法に基づき、人口変動要因である出生、死亡および国際人口移動に関連する統計指標の動向を数理モデル等により将来に投影する方法で推計したものである¹⁰。

ここから、出生中位（死亡中位）推計、出生高位（死亡中位）推計、出生低位（死亡中位）推計をそれぞれみていくが、まず、死亡中位推計では、男性の平均寿命が2045年に84.03歳、2070年には85.89歳となり、女性の平均寿命が2045年に90.08歳、2070年に91.94歳になるという仮定で推計をしている¹¹。

それぞれの出生推計での合計特殊出生率の推移は、出生中位推計では、2030年の合計特殊出生率が1.3152、2050年では1.3453、2070年には1.3573にまで微増するという仮定で推計を行っている。出生高位推計では、2030年の合計特殊出生率が、1.5300、2050年では1.6206、2070年には1.6362にまで回復するという仮定で推計を行い、出生低位推計では、2030年の合計特殊出生率が、1.1228、2050年では1.1169、2070年には1.1259まで低下するという仮定で推計を行っている¹²。

出生中位（死亡中位）推計

では、出生中位（死亡中位）推計についてみていくと、人口は図2のように変動していく。

まず、総人口をみていくと、2030年で120,116千人、2050年に104,686千人、2056年に100,000千人を割り、99,654千人、2070年に86,996千人になる推計である。年少人口と生産年齢人口、高齢人口に分けて分析していくと、0歳から14歳の年少人口は、一貫して減少し、2053年に10,000千人を割る9,965千人になり、2070年には7,975千人になる推計である。総人口に占める年少人口の割合についてみていくと、一貫して割合が減少し続け、2050年には10%を下回り、9.9%、2070年には9.2%になる推計である。

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所（c）。

¹⁰ 国立社会保障・人口問題研究所（2023a） p. 1.

¹¹ 国立社会保障・人口問題研究所（2023a） p. 44.

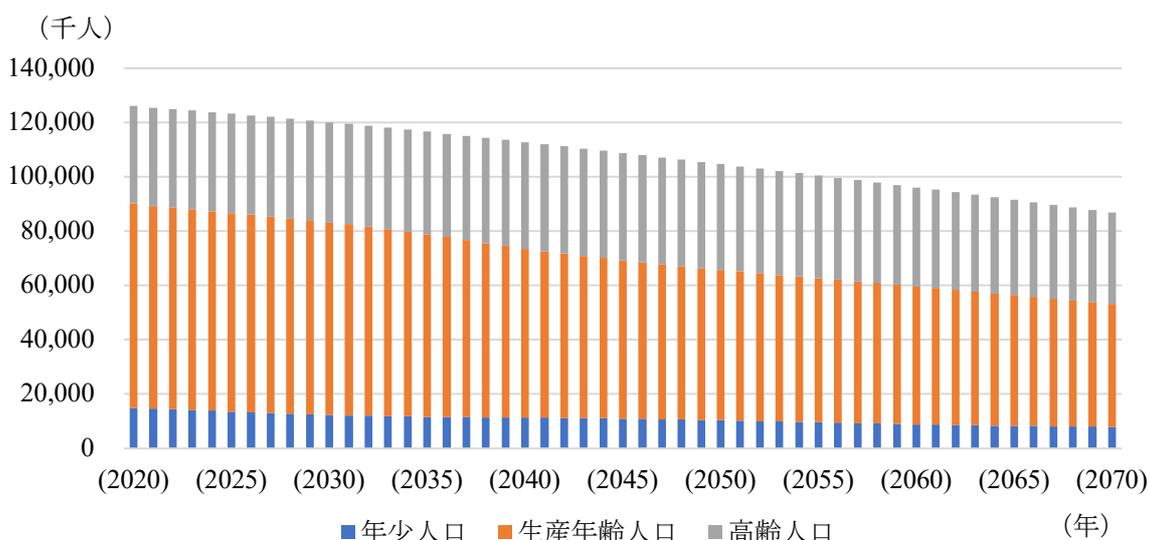
¹² 国立社会保障・人口問題研究所（2023a） p. 43.

15 歳から 64 歳までの生産年齢人口では、2032 年には 70,000 千人を割り 69,705 千人になり、2043 年には、60,000 千人を下回る 59,691 千人、2062 年に 50,000 千人を割り 49,748 千人となり、最終的に 2070 年に 45,350 千人になる推計である。総人口に占める生産年齢人口の割合は、2020 年の 59.5%から減少するものの、50%を下回ることなく、2070 年では 52.1%になる推計である。

高齢人口に関しては、2043 年の 39,529 千人まで増加し続け、2044 年以降は減少傾向に転じ、2070 年には 33,671 千人になるという推計である。総人口に占める高齢人口の割合に関しては、2027 年に 30.0%を上回り、2041 年に 35%を上回り、35.2%、2070 年に、38.7%になる推計である。

以上のことから、出生中位 (死亡中位) 推計では、日本の総人口は一貫して減少し続ける。年少人口と生産年齢人口に関しては、増加することなく、減少が続くが、高齢人口に関しては、2040 年頃まで増加し、2045 年頃から減少傾向に転じる。生産年齢人口が総人口の 50%を下回ることではなく推移をし、高齢人口の総人口に占める割合に関しては、2070 年には 38.7%に達することがわかる。

図 2 出生中位 (死亡中位) 推計



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

出生高位 (死亡中位) 推計

出生高位 (死亡中位) 推計については、図 3 のようになる。

まず、総人口についてみていくと、2030 年では、121,140 千人、2050 年には、108,753 千人、2064 年に 100,000 千人を下回り 99,533 千人、2070 年では、95,490 千人になる推計である。

次に、年少人口、生産年齢人口と高齢人口に分け、それぞれの人口変動と、総人口に占める割合に関して比較する。

0 歳から 14 歳までの年少人口は、一貫して減少し続け、2030 年では 13,421 千人、2050 年には 12,678 千人、2070 年に 11,152 千人になる推計である。総人口に占める年少人口の割合について

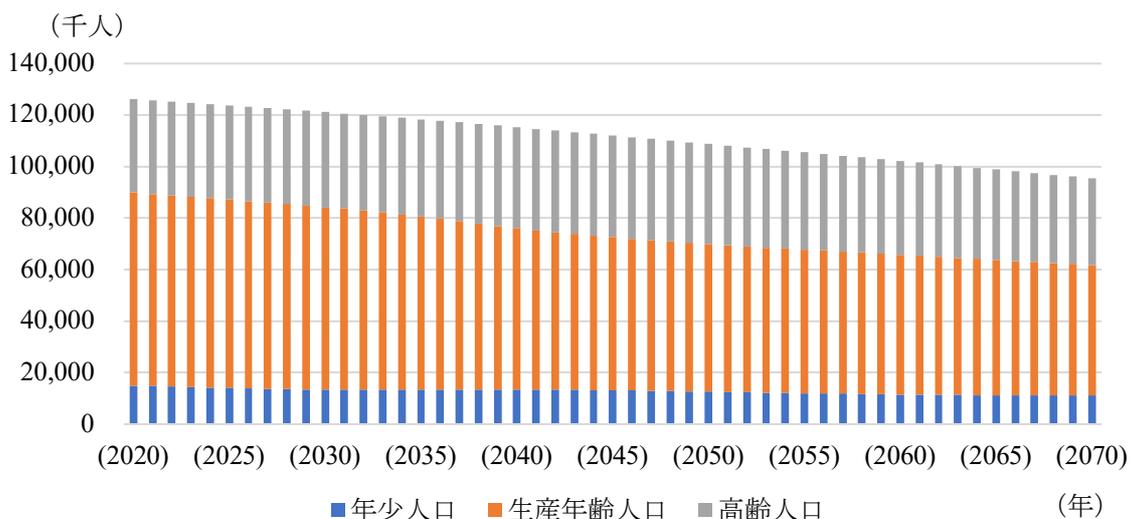
は、2030年に11.1%、2043年に11.8%と若干上昇し、そこから、低下と上昇を繰り返し総人口に占める年少人口割合は、11%台で推移する。2070年における年少人口割合は、11.7%である。

15歳から64歳までの生産年齢人口をみていくと、一貫して生産年齢人口は減少し続け、2030年に70,757千人、2032年に70,000千人を下回り69,705千人、2044年には60,000千人を下回り59,905千人、2070年に50,667千人になる推計である。総人口に占める生産年齢人口の割合は、2030年では58.4%、2050年に52.6%、2070年には上昇し53.1%になる推計である。

最後に、65歳以上の高齢人口の推計をみていくと、2043年まで増加し続け39,529千人をピークとして高齢人口は減少に転じる。2070年には33,671千人であり、総人口に占める高齢人口の割合の推計は、2028年に30%に達し、そこから、2056年の35.8%まで増加し、2056年から総人口に占める高齢人口の割合は減少し、2070年には35.3%になると推計されている。

出生高位（死亡中位）推計であっても、日本の総人口は一貫して減少するが、高齢化率は高くとも35.8%であり、40%に達することはなく、年少人口は10%を常に上回り、生産年齢人口割合は50%を上回る水準が維持される。

図3 出生高位（死亡中位）推計



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

出生低位（死亡中位）推計

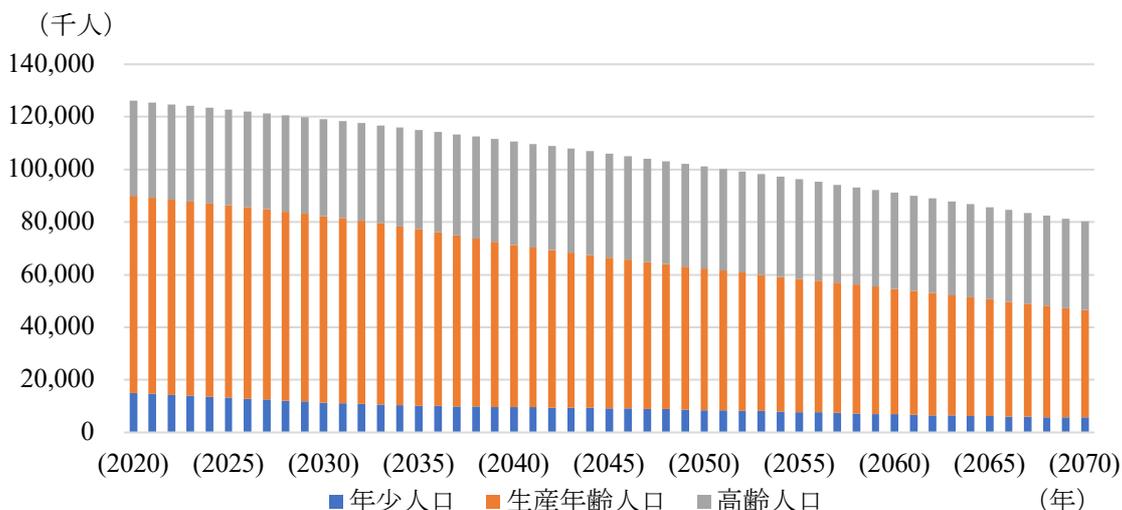
出生低位（死亡中位）推計については、図4のようになる。まず、総人口に関しては、一貫して減少し続け、2030年に119,180千人、2050年に101,207千人、2052年に100,000千人を下回る99,262千人、2062年に90,000千人を下回る88,973千人、2070年には80,237千人になるという推計である。

年少人口の推計についてみていくと、2030年に11,461千人、2037年に10,000千人を下回る9,917千人、2047年に9,000千人を下回り、8,946千人、2054年に8,000千人を下回る7,919千

人、2060年に7,000千人を下回る6,914千人、2067年に6,000千人を下回り5,970千人、2070年には5,694千人になる推計である。総人口に占める年少人口の割合は、2029年に10%を割る9.8%、2034年に9%を下回る8.9%、2057年に8%を下回る7.9%、2070年には7.1%になる推計である。次に、生産年齢人口の推計についてみていくと、2030年に70,757千人、2032年に70,000千人を下回る69,705千人、2042年に60,000千人を下回る59,835千人、2057年に50,000千人を下回り49,620千人、2070年に40,872千人になるという推計である。総人口に占める生産年齢人口の割合は減少し、2030年では59.4%、2050年に53.1%、2070年には50.9%になるという推計である。最後に、高齢人口の推計についてみていくと、2030年に36,962千人に達し、その後増加と減少を繰り返し2050年には38,878千人、2070年に33,671千人になるという推計である。総人口に占める高齢人口の割合については、一貫して増加していく推計であり、2027年に30%を超える30.1%、2030年には31.0%、2039年には35.0%、2060年には40.0%、2070年には42.0%に達する推計である。

以上のように出生低位（死亡中位）推計では、2070年に高齢化率が42%に達し、年少人口割合が7%台になると推計される。

図4 出生低位（死亡中位）推計



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

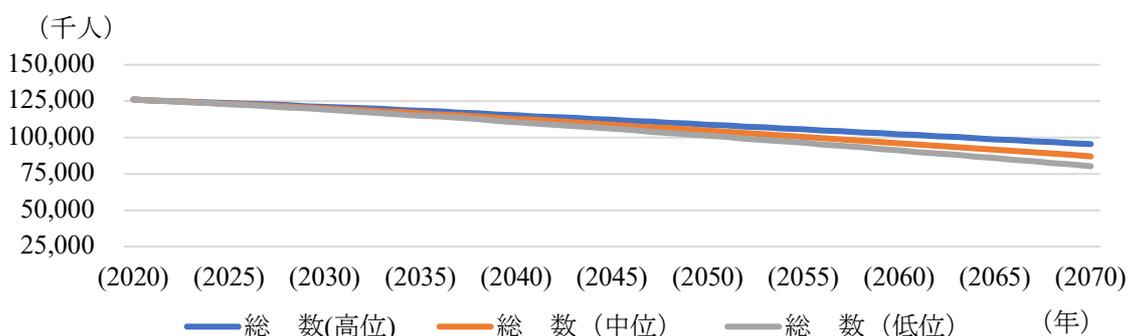
3つの推計を比較

では、出生中位（死亡中位）推計、出生高位（死亡中位）推計、出生低位（死亡中位）推計の3つの推計について、総人口と年齢構造別人口、総人口に占める年齢構造別人口のそれぞれの割合について比較していく。

まず、総人口については、100,000千人を下回る時期が出生低位（死亡中位）推計では2052年であり、出生中位（死亡中位）推計では2056年、出生高位（死亡中位）推計では、2064年とい

う推計である。いずれの推計であっても、2070年までに100,000千人を下回る水準となるが、100,000千人を下回る時期が最も遅い出生高位（死亡中位）推計と、最も早い出生低位（死亡中位）推計では、12年の差がある。それぞれの推計の2070年の総人口を比較すると、出生高位（死亡中位）推計が95,490千人、出生中位（死亡中位）推計が86,996千人、出生低位（死亡中位）推計が80,237千人と、出生高位（死亡中位）推計と出生低位（死亡中位）推計の総人口の差は、15,253千人である。

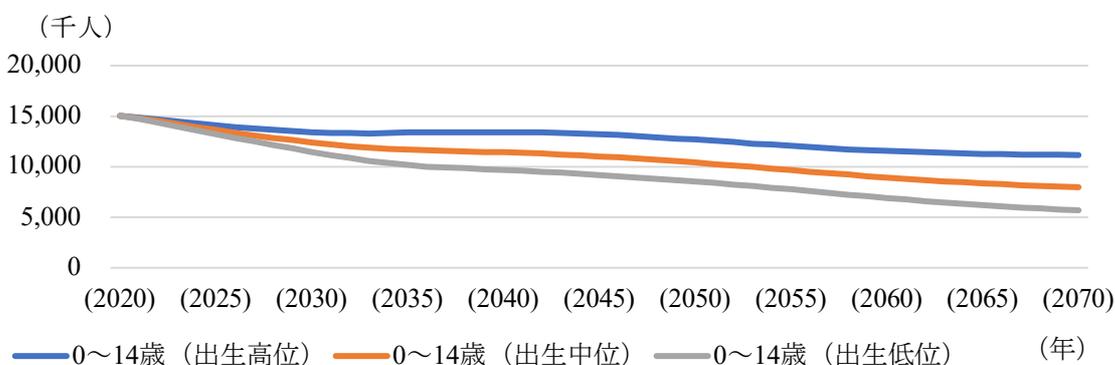
図5 将来人口推計、総人口の比較



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

次に、年少人口についてそれぞれ比較していくと、年少人口が10,000千人を下回る時期は、出生低位（死亡中位）推計では2037年、出生中位（死亡中位）推計では2053年、出生高位（死亡中位）推計では、2070年という推計の範囲では、10,000千人を下回る水準とはならないと推計されている。2070年における年少人口の人口推計をそれぞれみていくと、出生高位（死亡中位）推計では、11,152千人、出生中位（死亡中位）推計では、7,975千人であり、出生低位（死亡中位）推計では、5,694千人である。出生高位（死亡中位）推計と、出生低位（死亡中位）推計の差は、5,458千人である。

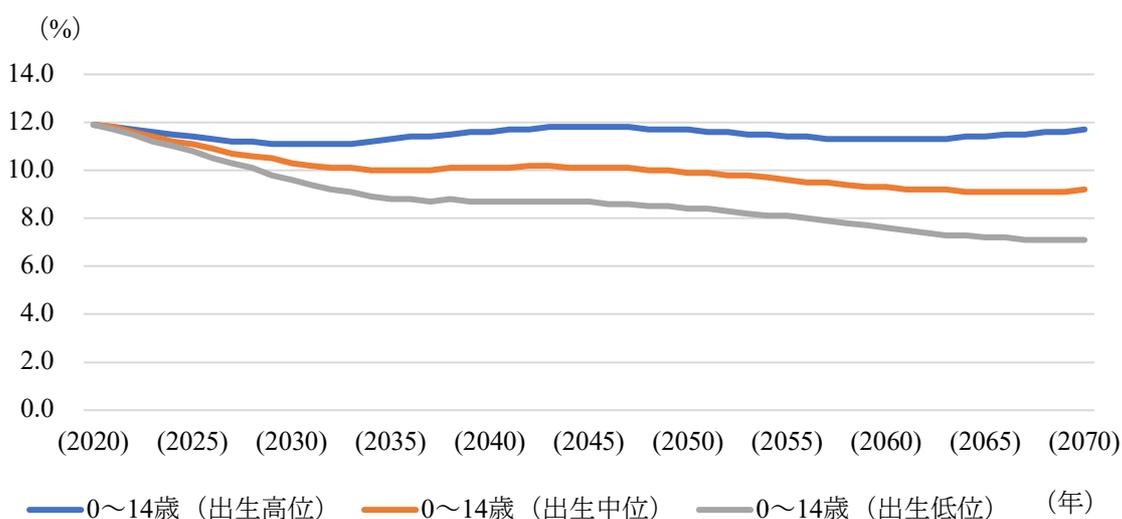
図6 年少人口の比較



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

年少人口が総人口に占める割合に関して、それぞれの推計を比較していくと 10%を下回る時期は、出生低位（死亡中位）推計で 2029 年の 9.8%、出生中位（死亡中位）推計で 2050 年の 9.9% であり、出生高位（死亡中位）推計では、2070 年以内に、10%を下回る水準となることはなかった。2070 年における、年少人口の割合は、出生高位（死亡中位）推計で 11.7%、出生中位（死亡中位）推計で 9.2%、出生低位（死亡中位）推計で 7.1%となっており、出生高位（死亡中位）推計のほうが、出生低位（死亡中位）推計に比べると年少人口が総人口に占める割合を高い水準で維持することができることが分かる。

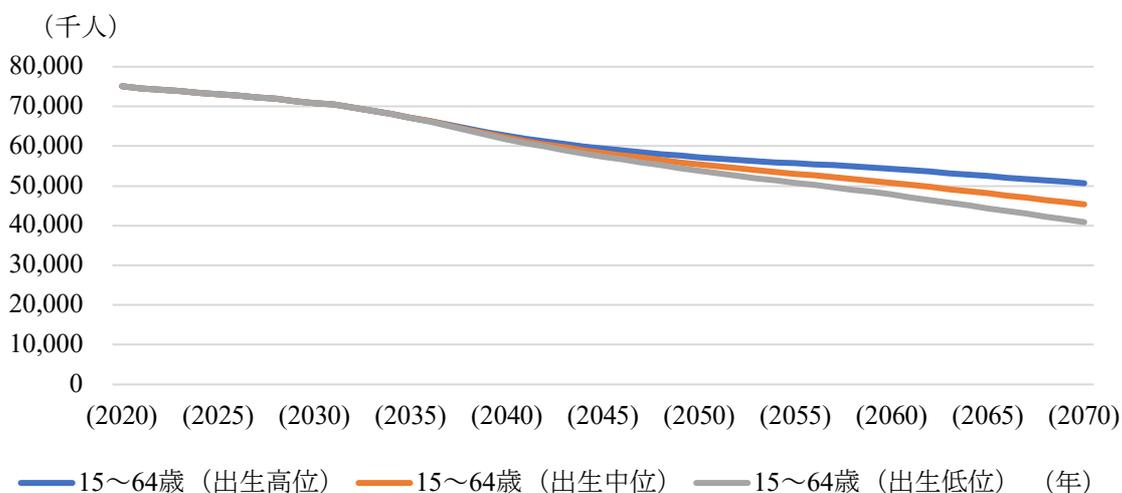
図7 年少人口割合の比較



（出所）国立社会保障・人口問題研究所（2023a）より筆者作成。

生産年齢人口数と、総人口に占める生産年齢人口の割合について比較していくと、70,000 千人を下回るのは出生高位（死亡中位）推計、出生中位（死亡中位）推計、出生低位（死亡中位）推計の 3 つの推計で同様に 2032 年であるが、60,000 千人を下回る時期は、出生低位（死亡中位）推計で 2042 年の 59,835 千人、出生中位（死亡中位）推計では 2043 年の 59,691 千人、出生高位（死亡中位）推計では、2044 年の 59,905 千人である。50,000 千人を下回る時期については、出生低位（死亡中位）推計では、2057 年の 49,620 千人、出生中位（死亡中位）推計では、2062 年の 49,748 千人、出生高位（死亡中位）推計では、2070 年以内に、生産年齢人口が 50,000 千人を下回ることはない。2070 年における、生産年齢人口の推計は、出生高位（死亡中位）推計で、50,667 千人、出生中位（死亡中位）推計で、45,350 千人、出生低位（死亡中位）推計で、40,872 千人である。

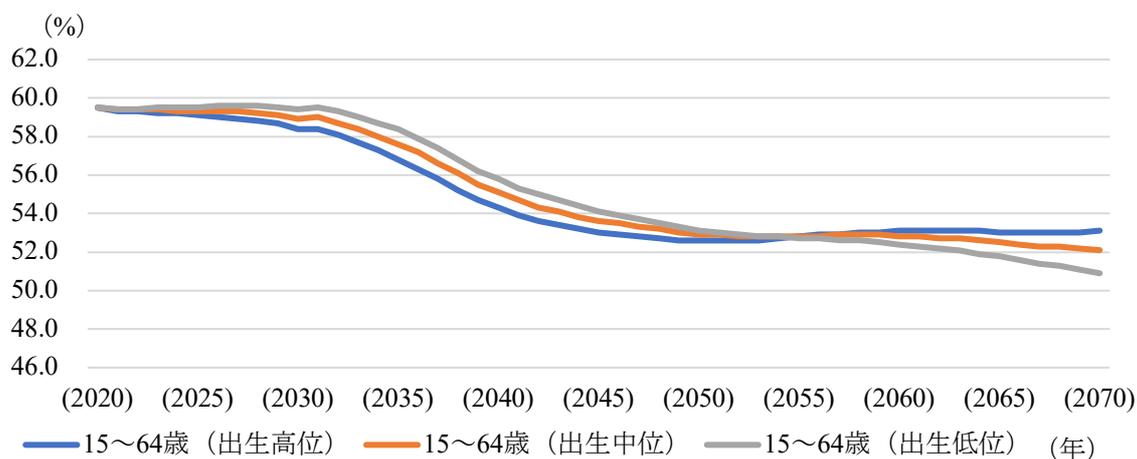
図8 生産年齢人口の比較



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

総人口に占める生産年齢人口の割合について比較していくと、出生低位（死亡中位）推計や出生中位（死亡中位）推計では、割合が減少していくが、3つの推計で、総人口に占める生産年齢人口割合は50%を下回ることがなく、出生高位（死亡中位）推計では、2053年まで減少し、そこから割合は微増していくと推計されている。

図9 生産年齢人口割合の比較



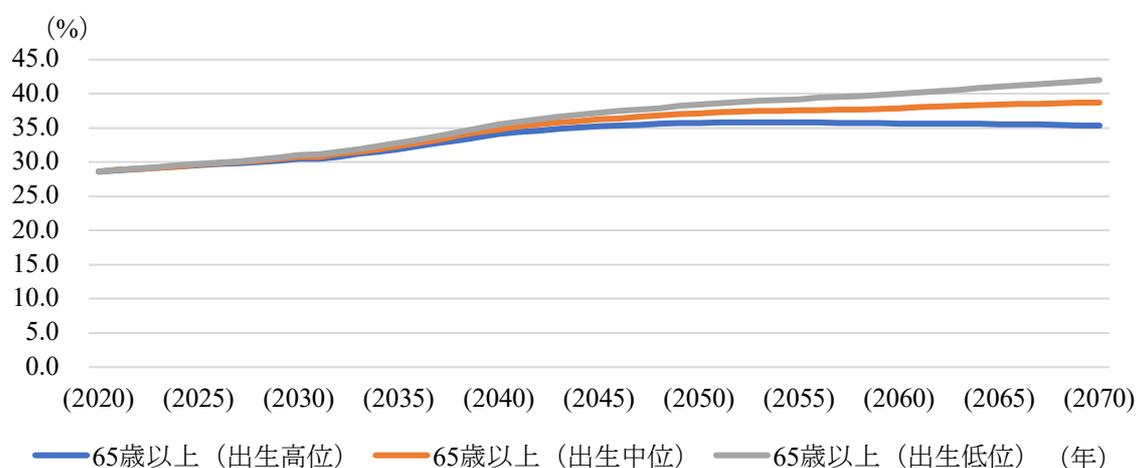
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) より筆者作成。

最後に、高齢人口が総人口に占める割合について、それぞれの推計を比較していく。高齢人口数についてだが、2070年までに65歳以上になる人はもう2020年以前に既に出生しており、3つの推計すべて死亡中位を仮定した推計であり、3つの推計で高齢人口数は同数であるため、比較は行わない。

高齢人口が総人口に占める割合は、出生中位（死亡中位）推計と出生低位（死亡中位）推計が2027年に30%に達し、翌年2028年に出生高位（死亡中位）推計でも30%になる。35%を上回る時期については、出生低位（死亡中位）推計が2039年の35.0%であり、出生中位（死亡中位）推計が2041年の35.2%、出生高位（死亡中位）推計は2044年に35.1%である。出生低位（死亡中位）推計では、2060年に高齢化率は40.0%に達し、以降40%を上回る水準になる。2070年における高齢人口が総人口に占める割合は、出生高位（死亡中位）推計で35.3%、出生中位（死亡中位）推計で38.7%、出生低位（死亡中位）推計で42.0%となっている。

いずれの推計にしても、これから高齢化率が上昇していくことが推計されているが、このまま合計特殊出生率が改善しなければ、2070年までに高齢化率が40%を上回ることが分かる。

図10 高齢人口割合の比較



（出所）国立社会保障・人口問題研究所（2023a）より筆者作成。

それぞれ3つの推計を比較していくと、出生高位（死亡中位）推計であっても、合計特殊出生率が人口置換水準である2.07を下回っているため、人口は減少し続ける予想である。しかし、合計特殊出生率が改善していく出生中位（死亡中位）推計や出生高位（死亡中位）推計のほうが、人口減少のスピードはより緩やかになり、高齢化率は上昇するものの、出生高位（死亡中位）推計では高齢化率が40%未満であるのに加えて、合計特殊出生率が低下する出生低位（死亡中位）推計に比べ生産年齢人口が総人口に占める割合や生産年齢人口の大幅な減少を抑制することができる。

1.4 なぜ出生数が減少し、合計特殊出生率が低下したのか

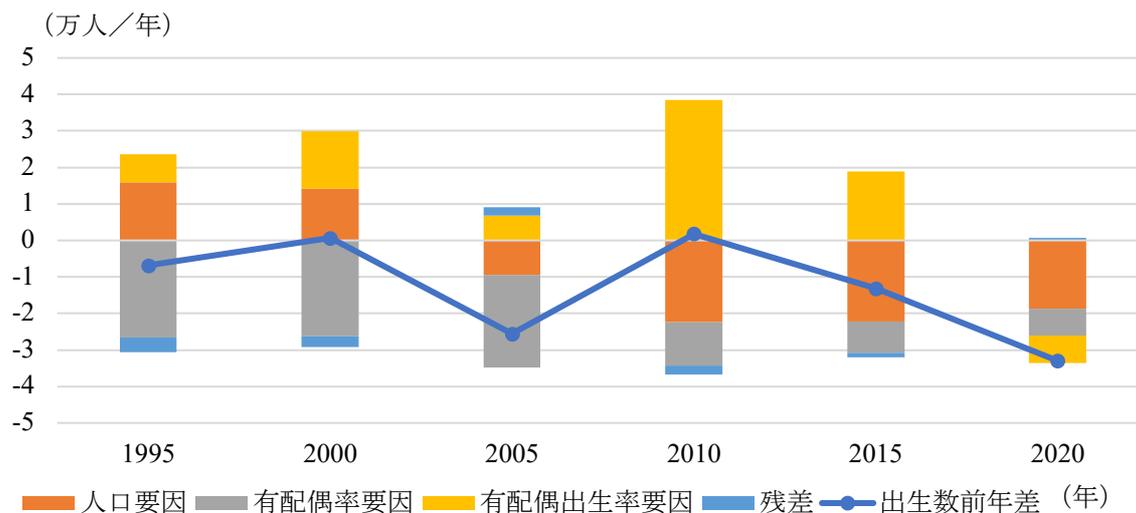
出生数の減少要因

ここから、令和5年度（2023年度）年次経済財政報告の出生数の分析から、なぜ出生数が減少しているのかを考察していく。1990年から2020年までの出生数の減少要因を①15歳から49歳

女性の数自体が減少しているという人口要因¹³、②結婚の減少である有配偶率要因¹⁴、③夫婦の出産の減少である有配偶出生率要因¹⁵の3つの要因に分解して分析をする¹⁶。

図11が、1990年から2020年までの各5年間の出生数の増減を、3つの要因に分解し年率換算¹⁷した結果である。

図11 出生数の要因分解



(出所) 内閣府 (2023) より筆者作成。

人口要因に注目すると、2000年までは、出生数に対して押し上げ要因になっていたが、2000年以降は、押し下げ要因になっている。人口要因に関しては、15歳から49歳までの女性の人口数であるため、政策でコントロールできない変数であることに留意が必要である。有配偶率要因に関しては、1990年以降出生数に対して押し下げ要因となっており、有配偶出生率要因は、1990年から2015年までは、出生数の押し上げ要因となっていたが、2015年から2020年の5年間では、押し下げ要因となった。

以上のことから、2005年までは、有配偶率要因が出生数を押し下げていたが、2005年以降は主に人口要因が出生数を押し下げているのに加えて2015年よりも前までは、押し上げ要因であった有配偶出生率要因は、2015年から2020年の出生数に対して押し下げ要因へと変化した。

そのため、出生数を増加させるためには、子育て支援世帯に対する支援を行い有配偶出生率要因の改善だけでなく、未婚化や晩婚化を改善することによる有配偶率要因の改善も同時に実施していく必要があることが分かる。

¹³ $\Sigma_a = \Delta \text{人口}_a \times \text{有配偶率}_a \times \text{有配偶出生率}_a$ (aは年齢aにあたる値)

¹⁴ $\Sigma_a = \text{人口}_a \times \Delta \text{有配偶率}_a \times \text{有配偶出生率}_a$ (aは年齢aにあたる値)

¹⁵ $\Sigma_a = \text{人口}_a \times \text{有配偶率}_a \times \Delta \text{有配偶出生率}_a$ (aは年齢aにあたる値)

¹⁶ 内閣府 (2023) p. 145.

¹⁷ 原文ママ。出生数の増減を比較しているため、年換算が適当と思われる。

合計特殊出生率の低下要因

次に合計特殊出生率の低下要因について分析をしていく。

岩澤 (2015) は、年齢別初婚率と妻の初婚年齢別・各時点の年齢別出生率や晩婚化や非婚化といった初婚行動と夫婦の出生行動の低下といった変化が実際ほどなかった場合の合計特殊出生率の基準値を 2.01 として、年齢別初婚年齢が現実通り進んだ実績値と初婚年齢別・各時点の年齢別出生率は標準パターン¹⁸を用いて 2.01 との差と実績値との差を分析することで、2010 年代までの合計特殊出生率の低下が晩婚化や非婚化といった初婚行動による変化と夫婦の出生・結婚解消行動の変化が、それぞれどれほど寄与しているのかを定量的に分析した¹⁹。

その分析の結果、合計特殊出生率が基準値である 2.01 を下回る 1975 年頃から 1990 年頃までの合計特殊出生率の低下の多くは初婚行動によるものであり、1990 年代以降から 2000 年代前半の、合計特殊出生率の低下については、初婚行動の変化に加えて、夫婦の出生行動の変化も寄与した。しかし、2005 年以降から 2010 年代は初婚率の低下による合計特殊出生率の低下が下げ止まったのに加えて、夫婦の出生行動がプラスに転じ合計特殊出生率を回復に向かわせたと分析している²⁰。

2012 年の合計特殊出生率は 1.38 であり、基準値 2.01 までの変化量は、約 90%が晩婚化や非婚化といった初婚行動の変化であり、約 10%が夫婦の出生行動の変化であるとしている²¹。

以上から、出生数の減少と合計特殊出生率の低下要因としては、非婚化や晩婚化といった初婚行動の変化が 2010 年代まで大きく影響を及ぼしていたことがわかる。2015 年頃から 2020 年までの出生数の減少に関しては、未婚化の影響も大きいが無配偶出生率の低下即ち、夫婦の出生行動がマイナスの要因として作用してきていることがわかる。よって、少子化を是正していくためには、未婚化や晩婚化の状況を改善するために結婚したいと考えている人が結婚することができ、結婚した夫婦が更に子どもを生み育てたいと考え、実際に子どもを産み育てられる社会の実現が必要であると考えられる。

第 2 節 フランスと日本の少子化対策

2.1 G7 諸国の合計特殊出生率の比較

ここからは、1970 年から 2022 年までの G7 における合計特殊出生率を比較していく。1970 年についてみると、ドイツが 2.03 と 7 カ国の中で最も低い水準で、最も高い水準であったのがフランスの 2.55 であり、7 カ国すべての合計特殊出生率が 2 を上回っていた。翌年の 1971 年

¹⁸ 岩澤 (2015) では、初婚年齢別・各時点年齢別出生率の標準パターンを妻が 1932~1957 年生まれの夫婦とし、初婚率については、1940~1951 年生まれの女性の平均年齢別初婚率を標準パターンとして用いた。

¹⁹ 岩澤 (2015) p. 50.

²⁰ 岩澤 (2015) p. 52.

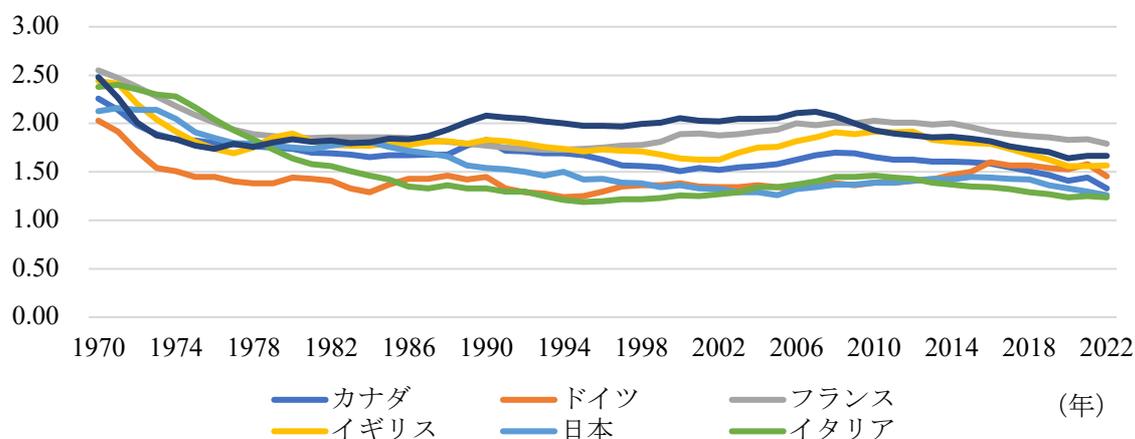
²¹ 岩澤 (2015) p. 53.

にドイツは 1.92 に低下し、合計特殊出生率が 2 を下回ることとなった。1972 年にはカナダが、翌年 1973 年にはアメリカ、1974 年にイギリス、1975 年に日本が合計特殊出生率 2 を下回るようになった。1977 年には、フランスとイタリアがともに合計特殊出生率が 2 を下回り、7 カ国全てが合計特殊出生率 2 を下回るようになった。アメリカは 1989 年に合計特殊出生率が 2 を上回る水準になり 2009 年まで、2 付近を推移し、イギリスは、1974 年に合計特殊出生率が 2 を下回る水準ではあったが、2015 年頃まで 1.8 と日本に比べ高い合計特殊出生率を維持していた。ドイツは、一時 1994 年に 1.24 まで低下したが、その後徐々に回復させていったが、2010 年代後半から低下傾向にある。

フランスは他の 6 カ国同様 1970 年以降、合計特殊出生率が低下し、一時は 1.73 まで低下した。しかし、2000 年代前半頃は 2 付近まで合計特殊出生率を回復させた。日本は合計特殊出生率が低下し続けているにも関わらず、フランスは合計特殊出生率を 2 付近まで回復させることに成功したのである。

最後に 2022 年の合計特殊出生率を比較していくと、低い順にイタリアの 1.24、日本の 1.26、カナダの 1.33。ドイツの 1.455、イギリスの 1.57、アメリカの 1.665、フランスの 1.794 であり、フランスは他の 6 カ国に比べて高い合計特殊出生率の水準であることが分かる。

図 12 1970 年から 2022 年の G7 の合計特殊出生率の推移



(出所) World Bank Group “Fertility rate, total (births per woman) —OECD members” より筆者作成。

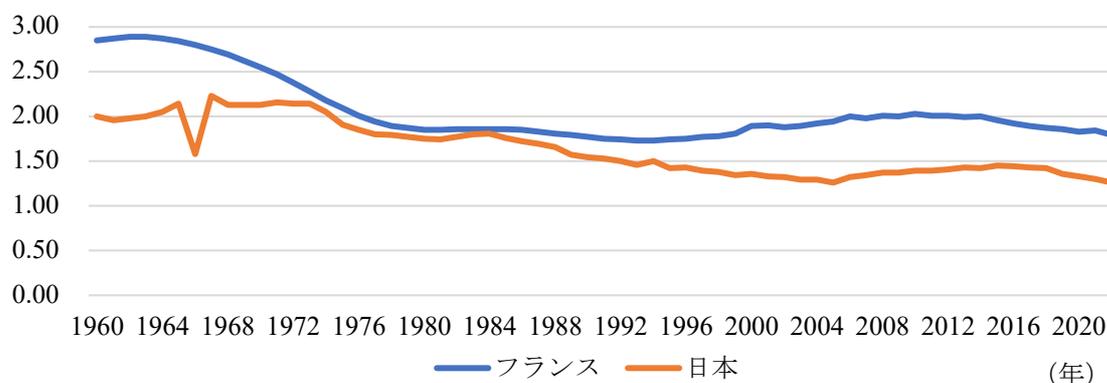
2.2 フランスと日本の年齢別出生率の推移

日本とフランスの合計特殊出生率の比較

ここからより詳細に、フランスと日本の合計特殊出生率を比較していく。図 13 は日本とフランスの合計特殊出生率を 1960 年から 2022 年の間で比較した図である。

フランスは1960年時点において合計特殊出生率が2.85であったが、そこから徐々に合計特殊出生率が低下をし始め、上記に述べた通り、フランスは1977年合計特殊出生率が2を下回る1.94を記録した。その後、フランスは1994年には合計特殊出生率が1.73まで低下した。しかし、1995年に1.74、1996年に1.75と徐々に合計特殊出生率は回復の兆しを見せ始め、1999年には合計特殊出生率が1.8を超える1.81を記録し、2001年1.90を記録し、2006年には合計特殊出生率が2.00まで回復した。2006年時点において日本の合計特殊出生率は1.32であるため、フランスと日本の合計特殊出生率には大きな差が生まれていた。フランスはその後2010年には2.03に達したが、2015年頃から減少傾向に転じ、2022年の合計特殊出生率は1.794である。それでもなお、日本の合計特殊出生率が2022年において1.26であることを考慮すると高い水準であるといえる。

図13 日本とフランスの合計特殊出生率の推移



(出所) World Bank Group “Fertility rate, total (births per woman) —OECD members”より筆者作成。

日本とフランスの年齢別出生率の比較

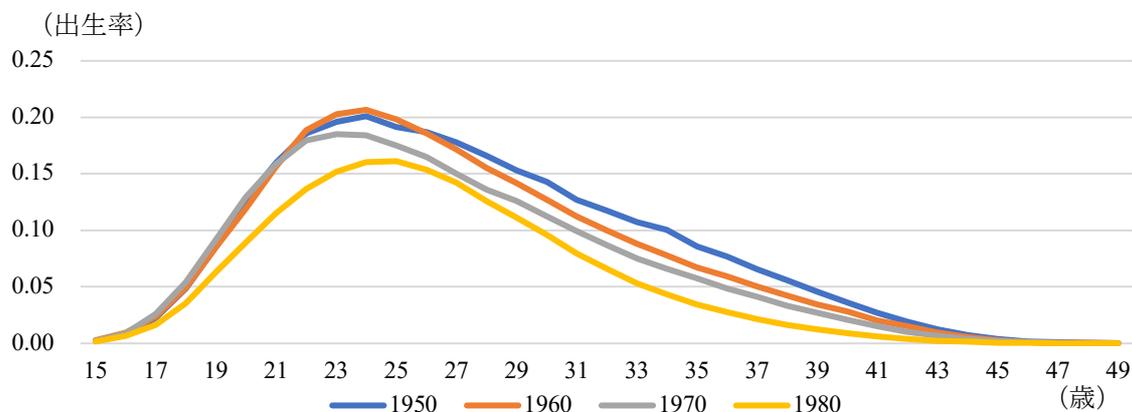
ここからは、なぜフランスは合計特殊出生率が低下したにも関わらず回復し、その回復した水準を維持することができたのかを分析していくために15歳から49歳までの年齢別出生率²²について、フランスと日本の比較を行っていく。

まず、1950年、1960年、1970年、1980年の年齢別出生率をフランスと日本で比較していく。フランスの1950年から1980年までの10年間隔での年齢別出生率は図14のようになる。

1950年、1960年は共に24歳が年齢別出生率のピーク値の年齢であり、1950年のピーク値である24歳の年齢別出生率は0.20105で、1960年は0.20667である。1970年は23歳がピークであり、年齢別出生率は0.18513である。1980年は25歳がピークであり、年齢別出生率は0.16124である。年齢をみていくと、1950年から1980年では、年齢別出生率のピーク値が1950年は24歳で、1980年は1歳遅くなった25歳になっており、年齢別出生率は、ピーク値が最も高かった1960年の0.20667に比べると、1980年は0.16124であり、0.04543ポイント減少している。

²² 母の年齢別出生数を、その年齢の女性人口で割ったものである。

図 14 フランスの年齢別出生率（1950、1960、1970、1980）

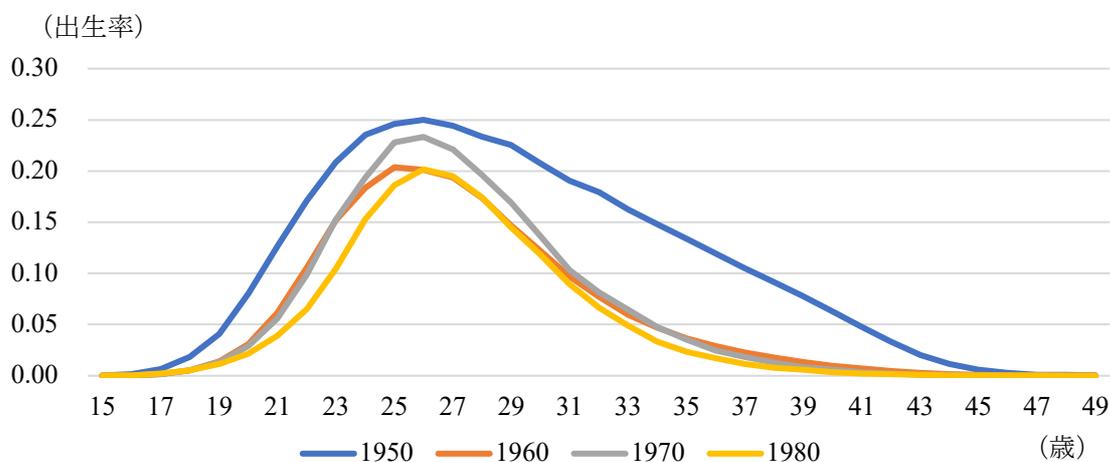


（出所） The Human Fertility Database（2023）より筆者作成。

次に、日本の1950年、1960年、1970年、1980年の年齢別出生率をみていくと、図15のようになる。

1950年の年齢別出生率がピークであるのは26歳の0.24996であり、1960年のピークは25歳の0.20369、1970年のピークは26歳の0.23328であり、1980年も1970年と同様ピーク値における年齢は26歳であり、0.20164である。1950年から1980年までの年齢別出生率がピーク値の年齢は25歳や26歳となっており、同時期のフランスに比べると1歳程度遅くなっている。1980年の年齢別出生率のピーク値をフランスと日本で比較すると、フランスが0.16124であるのに対し、日本は0.20164であるため、1980年時点においては、日本のほうが年齢別出生率のピーク値が高いことが分かる。加えて、1950年、1960年、1970年、1980年の時間区分の中で、ピーク時の年齢別出生率が日本よりもフランスが高かったのは1960年のみであり、年齢別出生率のピーク値は日本のほうが高い傾向にあった。

図 15 日本の年齢別出生率（1950、1960、1970、1980）

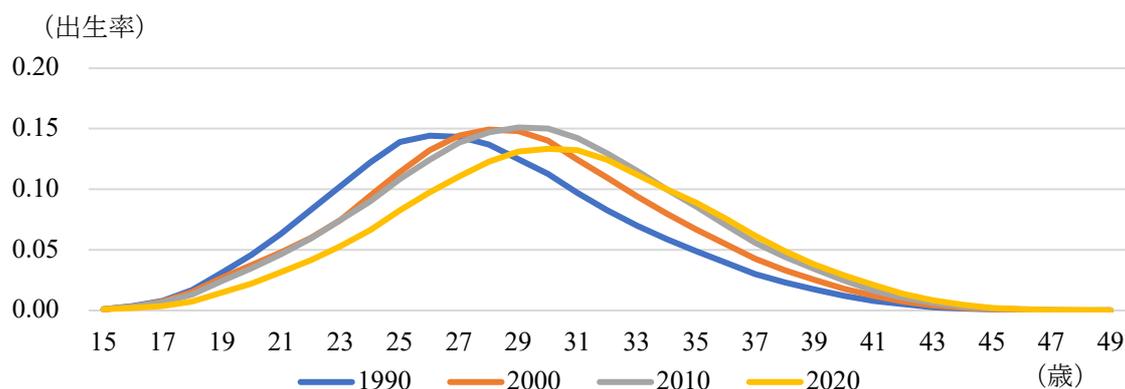


（出所） The Human Fertility Database（2024）より筆者作成。

1990 年、2000 年、2010 年、2020 年のフランスの年齢別出生率についてみていくと、図 16 が示しているとおりに、徐々に年齢別出生率のピークは図の右側に移動している。即ち、ピーク値の年齢が徐々に遅くなっていることが分かる。1990 年、2000 年、2010 年をみてみると、波の高さ（年齢別出生率のピーク値の高さ）はそれほど変わらないように見えるが、2020 年においては、その波の高さも低くなっていることが分かる。

詳細に年齢別出生率のピーク値とピーク値の年齢をみていくと、1990 年の年齢別出生率のピークは 0.14431 で 26 歳のときであり、2000 年のピークは 28 歳の 0.14937 である。2010 年の年齢別出生率のピークは、29 歳の 0.1511 であり、2020 年のピークは 30 歳の 0.13348 である。年齢別出生率のピークの年齢のピークは遅くなっているものの、年齢別出生率自体は 1990 年、2000 年、2010 年は 0.14~0.15 の水準になっている。むしろ、1990 年に比べると、2010 年の年代別出生率のピークは 0.00679 ポイント上昇していることが分かる。しかしながら、2010 年代以降は図 13 にあるように合計特殊出生率が低下しているため、2010 年に比べると 2020 年の年代別出生率のピーク値は低下している状況であると考えられる。

図 16 フランスの年齢別出生率（1990、2000、2010、2020）



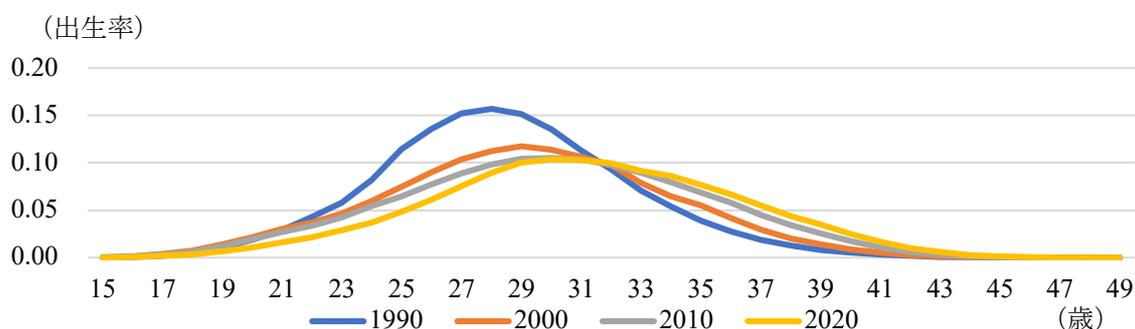
（出所）The Human Fertility Database（2023）より筆者作成。

次に、日本の 1990 年、2000 年、2010 年、2020 年の年代別出生率をみていくと、図 17 のようになる。年齢別出生率のピークは 1990 年から 2000 年の間に大幅に低下していることが分かる。2000 年から 2010 年も低下しているが、2010 年から 2020 年におけるピーク値はそれほど変わらない。年齢別出生率のピーク時の年齢は、同時期のフランスと同様遅くなっている傾向がわかる。

詳細にみていくと、1990 年の年齢別出生率のピークは 28 歳の 0.15696 であり、2000 年のピークは 29 歳の 0.11753 である。2010 年の年齢別出生率のピークは 30 歳の 0.10513 であり、2020 年のピークは 30 歳の 0.10371 である。

以上から、日本は 1990 年から 2020 年の間で年代別出生率のピーク値は 1990 年の 0.15695 から 2020 年の 0.10371 と 0.05325 ポイント下落しており、ピーク時の年齢に関しては 1990 年の 28 歳から 2020 年の 30 歳と 2 歳遅れるようになっている。

図 17 日本の年齢別出生率（1990、2000、2010、2020）



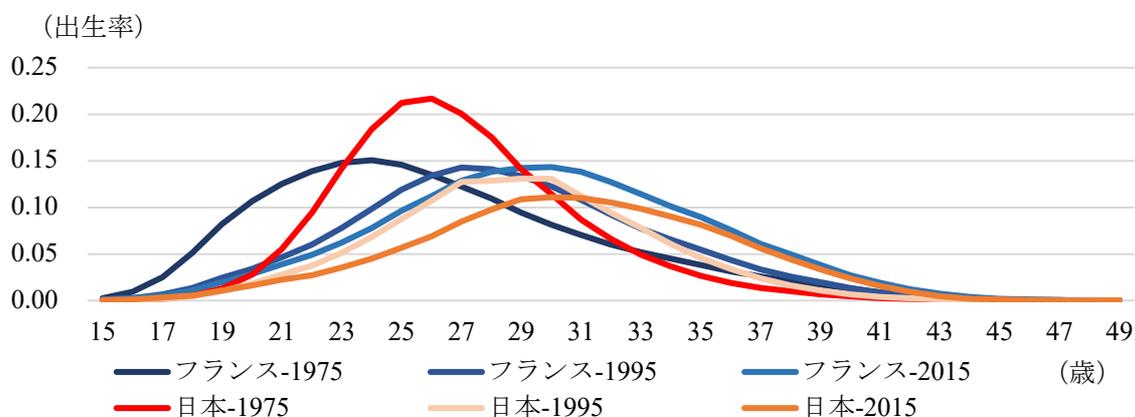
（出所） The Human Fertility Database（2024）より筆者作成。

フランスは、年代別出生率のピーク値が1950年から2020年と比較すると減少しているが、日本の水準に比べると高い水準にあることが分かる。

日本の合計特殊出生率が人口置換水準を下回るようになった1975年と、フランスが合計特殊出生率を回復させつつあった1995年と、フランスの合計特殊出生率が2付近まで回復した2015年の年代別出生率を1つの図にまとめると図18のようになる。

日本とフランスの両国に共通することとしては、ピーク時の年齢が徐々に遅くなっていることである。これは、日本とフランスの両国で女性の高学歴化と社会進出が促進されてきたため、出産する年齢が遅くなっているためであると考えられる。上述したようにフランスの特徴はその年齢別出生率のピーク値がそれほど時代によって変化しておらず、晩産化が進行していても、フランスは高いピーク値を維持している。それに対して、日本はフランスに比べると、年齢別出生率のピーク値が減少しており、フランスのように高いピーク値を維持し続けられていないことがわかる。

図 18 日本・フランスの年齢別出生率比較（1975、1995、2015）



（出所） The Human Fertility Database（2023）、The Human Fertility Database（2024）より筆者作成。

2.3 フランスで行われている政策

図 18 でみたように、日本とフランスの年齢別出生率を比べると、どちらも年齢別出生率がピーク時の年齢は 1975 年時点に比べると 2015 年は 30 代付近になっているが、上述したように、フランスは日本に比べてピーク時の年齢別出生率を 30 代のときにキャッチアップすることができていることがわかる。それに加えてフランスは図 13 でみたように低下した合計特殊出生率を 2 付近まで回復させることに成功している。

ではなぜフランスは、合計特殊出生率を回復させることができたのか。フランスは、政策対応によって少子化を克服し、人口置換水準付近まで合計特殊出生率を回復させたとされている²³。

ここからは、フランスの家族政策についてみていく。まずフランスの家族政策について福島 (2015) は、子をもつこと/もたないことと子育てに関して政府が実施する諸施策全般と定義しており、具体的に、①出産や結婚、避妊といった家族の構成に係る政策、②税制優遇などの子を持つ家族への経済支援、③出産休暇、育児休業などの子育てと労働に関わる政策、④その他関連する政策全般としている²⁴。

このフランスにおける家族政策について、2023 年時点でどのような妊娠・出産支援・子育て支援・税制が行われていたのかをみていく。

まず、妊娠手当として、妊娠に関わる医療費に関し社会保険が所得制限無しで全額適用されるようになっている²⁵。次に、出産支援については、産前・産後休暇を挙げることができる。この産前・産後休暇は、条件²⁶を満たした場合には、第 1 子と第 2 子の際に、産前 6 週間と産後 10 週間の最大で 16 週間取得することができ、第 3 子以降は、産前 8 週間と産後 18 週間の最大で 26 週間取得することができている。8 週間 (うち産後 6 週間) については、就業が禁止されている。休業中の所得補償として、休暇前 3 ヶ月の賃金の 91.25% が支給されるが、上限額²⁷を超えない、日額 9.77 ユーロ～95.22 ユーロ以内の出産休暇手当が支給されている²⁸。

出産に際して、男性は子どもの出生後 3 日間の出生休暇に続けて、休暇を最低 4 日間取得しなければならず、この取得義務に違反した企業には罰金が課されるようになっている²⁹。

次に、子育て支援についてみていく。最初に、子育て支援の中でも育児休業についてみていくと、子どもが満 3 歳になるまで育児休業の取得が可能であり、両親がそれぞれ 3 年間取得でき、この 3 年間は同時若しくは交代で取得することが可能である。

休業中の給付に関しては、大きく分けて育児分担手当 (PreParE) と増額育児分担手当 (PreParE

²³ 内閣府 (2015) p. 90.

²⁴ 福島 (2015) pp. 8-9.

²⁵ WIP ジャパン (2023) p. 55.

²⁶ 出産日までに 10 ヶ月以上社会保険に加入し産休前 6 ヶ月間の収入合計が 10,403.75 ユーロ以上、若しくは、産休前 12 ヶ月間の収入合計が 20,807.50 ユーロ以上、若しくは、産休前の 3 ヶ月間に 150 時間以上か産休前 12 ヶ月間に 600 時間以上労働するという条件。

²⁷ 2021 年は 3,428 ユーロ、2022 年は 3,666 ユーロ。

²⁸ WIP ジャパン (2023) pp. 55-56.

²⁹ WIP ジャパン (2023) p. 56.

majorée) の 2 つがあり、まず育児分担当 (PreParE) は子どもが 1 歳になるまで、月額 422.21 ユーロが両親にそれぞれ 6 ヶ月間支給される³⁰。それに加えて、第 2 子以降は 3 歳になるまで延長受給が可能であって、第 1 子のみであっても、子の預け入れ先が見つからない場合は 3 歳になるまで延長受給が可能である。次に、増額育児分担当 (PreParE majorée) については、子どもが 1 歳になるまで、月額 690.13 ユーロが両親にそれぞれ 8 ヶ月間支給される。この手当は、育児分担当の受給権があり、第 3 子以降の子育てのため完全に休業かつ子の出生直前の過去 5 年間に 8 四半期分以上の年金保険料を支払っている場合のみ受給が可能になる³¹。

児童手当については、20 歳未満の児童を 2 人以上扶養している場合対象となり、この手当額については、所得制限はないが、子どもの年齢や数、所得額によって支給額が異なる。例えば、子どもが 2 人いて、年収 71,194 ユーロ以下の場合、月額 139.84 ユーロが支給される。この際、子どもが 14 歳位上の場合、69.92 ユーロ加算されることになる³²。

税制に関しては、所得税で N 分 N 乗方式の課税方式が採用されている³³。このフランスにおける N 分 N 乗方式は、まず夫婦と子の家族全員の所得を合算し、その所得を家族除数³⁴で除すことで、1 単位あたりの所得を算出する。この 1 単位あたりに税率を適用することで、1 単位あたりにおける税額が算出される。この際、0~10,777 ユーロまでは、ゼロ税率が適用されている。そして再び 1 単位あたりの税額に家族除数を乗じることで世帯としての税額が得られる³⁵。

その他の支援として、ひとり親支援助手当というのがあり、この手当では、もう一方の親からの養育費が月額 184.41 ユーロ未満であれば、子ども 1 人あたりに月額 184.41 ユーロの差分が支給されるという手当がある³⁶。

フランスにおいて以上みてきたような政策対応により少子化を克服したとされているが、山田 (2020) はフランスといった欧州先進国で行われている少子化対策をそのまま日本でも行うのではなく、フランスなどの欧州先進国で行われている少子化対策とは異なる少子化対策を日本で行うべきだとしている。その理由として、日本とは異なる欧米固有の価値観や意識を基にして政策を実施しており、具体的には、①子は成人したら親から独立し生活するという慣習、②仕事は女性の自己実現であるという意識、③恋愛感情を重視する意識、④子育ては成人したら完了という意識、といったような慣習や意識が日本とは異なるとしている³⁷。

まず 1 つ目の「子は成人したら親から独立し生活するという慣習」については、2015 年の出生動向基本調査では、18 歳から 34 歳までの未婚者の約 75% が親と同居しているといった、親から自立することなく親に依存する「パラサイト・シングル」の現象が日本でみられるのに対して、

³⁰ 過去 8 四半期 (24 ヶ月) 社会保障料を負担していることが条件。

³¹ WIP ジャパン (2023) p. 56.

³² WIP ジャパン (2023) p. 56.

³³ WIP ジャパン (2023) p. 57.

³⁴ 単身者の場合 1、夫婦は 2、第 1 子と第 2 子はそれぞれが 0.5、第 3 子以降はそれぞれ 1 とする。

³⁵ 鎌倉・深澤・田村 (2023) pp. 32-36.

³⁶ WIP ジャパン (2023) p. 59.

³⁷ 山田 (2020) pp. 56-64.

欧米では、親に依存することなく自立し、その自立に際して恋人同棲するという現象がみられていると指摘している³⁸。

2つ目の「仕事は女性の自己実現であるという意識」については、2つの点で日本には当てはまらないと指摘している。1つ目の指摘として、仕事による経済的独立が女性に求められていないという指摘である。日本は、結婚後の家計は夫が支えるべきだと考えている人が多く、欧米先進国とは、異なる状況だと指摘をしている。2つ目の指摘として、女性労働者の半数が非正規雇用であり、そういった非正規雇用の仕事を生きがいとして感じる女性が少ないことや、結婚や出産によって一度でもキャリアコースから外れると、仕事を継続する気を失うといった、女性にとって仕事を続けることに魅力を感じるできない状況が欧米とは異なっていると指摘している³⁹。

3つ目の「恋愛感情を重視する意識」については、欧米ではパートナーを見つけるよう積極的に行動し恋愛感情を重視するとしているが、日本では、性関係に関心がないと回答する若者が増えているといったカップル形成意欲が低下しており、恋愛が面倒であり、リスクのあることだと認識しているのに加えて、恋人のいない20歳から49歳の未婚者の3/4しか積極的に結婚相手探しを行っていない⁴⁰といった点が欧米とは異なると指摘している⁴¹。

4つ目の「子育ては成人したら完了という意識」は、欧米では子育てについて、子どもを育てること自体に意味がある所謂「使用価値」を重視するのに対して、日本では、価値の高い子どもを育てることが親の満足につながるという「市場価値」を重視している点が異なると指摘している⁴²。

以上挙げたような4点の欧米と日本の異なる価値観や意識に加えて、日本にはリスク回避の傾向や世間体を重視すること、子どもにつらい思いをさせたくないという強い愛情が特徴的にあるため、フランスといった欧州先進国で取り入れられている少子化対策を、そのまま日本に適用すると空振りに終わってしまうと指摘している⁴³。

2.4 日本で行われてきた少子化対策

2.3ではフランスで2023年時点に行われていた政策についてみてきた。ここから、日本の少子化対策は1990年代から2023年時点まで、どのようなことが行われてきたのかをみていく。日本の少子化対策は、1989年の合計特殊出生率が統計開始以来過去最低の1.57となった「1.57ショック」から開始されたとされている⁴⁴。

³⁸ 山田（2020） pp. 68-72.

³⁹ 山田（2020） pp. 73-86.

⁴⁰ リクルートブライダル総研（2019）.

⁴¹ 山田（2020） pp. 88-103.

⁴² 山田（2020） pp. 103-112.

⁴³ 山田（2020） pp. 112-115.

⁴⁴ 筒井（2023） p. 65.

1.2 でみたように 1970 年代後半から、合計特殊出生率が人口置換水準である 2.07 を下回っていたにも関わらず、なぜ 1990 年まで政府が具体的に少子化対策を行わなかったのだろうか。その理由の 1 つとして、筒井 (2023) は、1970 年代後半における合計特殊出生率の低下は、結婚や出産が先延ばしされたものであり、いずれは先延ばしされた結婚や出産が行われ合計特殊出生率はキャッチアップされるという見方がなされていたためとしている⁴⁵。

守泉 (2015) は、1990 年から 2012 年までの日本政府の少子化対策を 5 つの区分に分けて整理している⁴⁶。

まず、第 1 期は 1990 年から 1996 年としており、1990 年に 1989 年の人口動態概況が公表され、1989 年の合計特殊出生率が 1.57 と丙午であった 1966 年の 1.58 を下回る過去最低の水準となったことをきっかけに、政府は「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を 1990 年 8 月に立ち上げ、その会議を取りまとめた報告書では、少子化の主要因を 20 歳代女性の未婚率上昇を挙げ、その未婚率上昇の要因として、女性の社会進出と経済力が向上したことや、家事・育児と仕事の両立が困難であるなどの要因を指摘しており、この指摘を踏まえて女性の仕事・家庭の両立支援などを具体的な対応として提示した⁴⁷。

加えて、第 1 期では、1994 年に最初の総合的な少子化対策であるエンゼルプランとも呼ばれる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」が策定され、このエンゼルプランでは少子化の要因を晩婚化の進行と夫婦出生力の低下などを挙げ、仕事と育児の両立のための雇用環境整備や、保育サービス充実、母子保健医療制度の充実、住宅・生活環境の整備、学校教育・家庭教育の充実、子育ての経済的負担軽減、子育て支援の基盤整備といった 7 項目を具体的な対応策としてあげ、特に保育サービスの拡充を重点的に実施した⁴⁸。

次に、第 2 期の 1997 年から 2001 年では、第 1 期の基本的な方針を引き継ぎながらも固定的な雇用慣行の是正などが全面的に打ち出された点が特徴である⁴⁹。

1997 年には「少子化に関する基本的考え方について：人口減少社会、未来への責任と選択」が公表され、少子化の要因は晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇といった未婚率の上昇と、夫婦が理想の子供数を持っていないことだと指摘した。1997 年以後の少子化対策として男女の役割分業、固定的な雇用慣行やその雇用慣行を支える企業風土の是正が必要であるという視点を打ち出した⁵⁰。

1998 年には「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」といった本会議の提言では、男女の性別役割分業の見直しなどの日本的雇用慣行の是正といった労働政策分野での対策の重要性を訴えたのに加え、男女共同参画や、保育サービスの拡充など、子育ての経済的支援などを重点分野として挙げ、同年 1998 年に

⁴⁵ 筒井 (2023) pp. 64-65.

⁴⁶ 守泉 (2015) p. 30.

⁴⁷ 守泉 (2015) pp. 31-32.

⁴⁸ 守泉 (2015) p. 32.

⁴⁹ 守泉 (2015) p. 29.

⁵⁰ 守泉 (2015) pp. 32-33.

は「少子化対策推進関係閣僚会議」と「少子化への対応を推進する国民会議」が立ち上げられた⁵¹。

1999年には、少子化対策推進関係閣僚会議で「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、新エンゼルプランである「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が策定された。この新エンゼルプランでは、先の1994年のエンゼルプランに比べて、企業風土の改善ということを大きく扱っており、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子供を育てる教育環境の整備、⑥子供がのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによつて子育ての支援といった8項目の重点施策分野を打ち出した⁵²。

第3期は、2002年から2004年で、2002年に若者の経済基盤安定化と男性を含む働き方の見直しを含む「少子化対策プラスワン」を発表し、この「少子化対策プラスワン」を受けて、少子化対策推進関係閣僚会議において2003年に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」が決定され、少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法といった少子化関連法が立法化されるなど2003年から2004年は少子化対策の基盤整備期間と位置づけられた⁵³。

少子化対策基本法は、少子化対策の目的や基本理念を定めたもので、そういった基本法が制定されたことにより、少子化対策推進関係閣僚会議は廃止され、内閣府に「少子化対策会議」が設置され、施策の基本的方向といった「少子化社会対策大綱」が2004年に策定された。この大綱を受けて、子ども・子育てプランである「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」が策定された。それに加えて、単年度で0.8兆円から1.6兆円程度が組み込まれるようになり予算が増強された⁵⁴。

第4期は2005年から2009年秋で、2006年に子どもの年齢別の子育て支援策に加え、働き方改革の推進などを含む「新しい少子化対策について」を政府は提示した。2007年に少子化社会対策会議の下位組織の少子化社会対策推進会議を廃止し、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を新たに発足させ、ここでの議論の結果は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」として公表された。この重点戦略を基に、「働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立、および家庭における子育てを包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築」を行うことで、就労と子育ての両立が困難であるという状況の解消を図った。2007年頃になると少子化対策として、ワーク・ライフ・バランスが全面に押し出されるようになった⁵⁵。

2008年には、待機児童ゼロのための対策や新たな保育制度体系の検討が開始されるようになったのに加え、消費税率を引き上げることで、少子化対策などの社会保障に使うといった財源確保に関する議論も本格的に行われるようになってきた。翌年2009年は、次世代法が改正され、

⁵¹ 守泉（2015）p.33.

⁵² 守泉（2015）pp. 33-34.

⁵³ 守泉（2015）p. 34.

⁵⁴ 守泉（2015）pp. 34-35.

⁵⁵ 守泉（2015）pp. 35-36.

仕事と家庭の両立のために、企業側の取り組みがさらに促されるようになった。同年には、育児・介護休業法も改正され、「パパママ育休プラス」などが定められ2010年に施行された⁵⁶。

第5期は、2009年秋から2012年で、2009年の衆議院選挙によって自民党から民主党へ政権交代がなされると、子育て家庭に対して現物給付から現金給付も重視されるようになり、「子ども手当」と呼ばれる中学生以下の子どもを持つ全家庭に所得制限なしで、一人月額13,000円が支給され、2011年10月から2012年3月には、0歳から2歳と小学生以降の第3子以降に月額15,000円、3歳から小学生以下の第1子、第2子と中学生が月額10,000円支給されるようになった。2012年4月以降は子ども手当という呼称が児童手当になり所得制限が行われるようになった⁵⁷。

2010年には、包括的な子育て支援策である「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、このビジョンでは、1つ目に高校の無償化や若者の就労支援などの「子どもの育ちと若者の自立支援」、2つ目に待機児童の解消や母子保健などの「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の構築」、3つ目に地域の子育て拠点の充実といった「地域社会における多様な子育てネットワークの構築や子育てしやすいまちづくり」、4つ目に働き方の改革といった「ワーク・ライフ・バランスの実現」という4つの支援が示された⁵⁸。

2012年8月には子ども・子育て支援法など関連3法⁵⁹が成立し、「施設型給付」として認定こども園・幼稚園・保育園に財政支援を一本化して行い、「地域型保育給付」として、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育に財政支援を行い、「地域子ども・子育て支援事業」として、地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業、病児保育、放課後児童クラブ等の事業に対し財政支援を強化することを定めた⁶⁰。

2012年以降の日本政府による少子化対策は松浦（2024）によると、2012年の衆議院選挙によって民主党から自民党への政権交代が起き第二次安倍政権が発足し、そこから日本における少子化対策は、1つ目に結婚行動に積極的になれる支援策に焦点を当て、2つ目に「希望出生率1.8」という数値目標を定め、3つ目に地方創生といった地域の問題に焦点を当てたという大きく分けて3点の特徴が挙げられるとしている⁶¹。

2013年に、内閣府特命担当大臣の下、「少子化危機突破タスクフォース」が発足し、少子化社会対策会議において、結婚支援を柱の1つにした「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、この対策を実施するために第二期「少子化危機突破タスクフォース」を発足させ、ここでの

⁵⁶ 守泉（2015） pp. 36-37.

⁵⁷ 守泉（2015） pp. 37-38.

⁵⁸ 守泉（2015） p. 38.

⁵⁹ 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

⁶⁰ 守泉（2015） pp. 39-40.

⁶¹ 松浦（2024） p. 20.

提言を含んだ 2014 年 6 月に経済財政運営と改革の基本方針 2014 を閣議決定した⁶²。

2015 年 3 月には、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化といった 5 つの重点課題が設けられた、第 3 次「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。翌年 2016 年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、このプランでは、働き方改革や希望出生率 1.8 を実現目標として掲げられており、働き方改革に関しては、2018 年に長時間労働の是正や雇用形態にかかわらず公平な待遇確保の措置を定めた「働き方改革関連法案」が成立した⁶³。

2019 年 5 月には、改正子ども・子育て支援法が成立し、2019 年 10 月から幼児教育と保育の無償化が実施され、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までのすべての子どもの利用料の無償化に加えて、0 歳から 2 歳の子どもに関しては、住民税非課税世帯の利用料が無償化された⁶⁴。

2020 年 4 月からは、給付型奨学金の大幅拡充など高等教育の無償化政策が推進され、同年 5 月に、第 4 次「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。同年 12 月には「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、不妊治療の保険適用や男性の育休取得促進等が示され、不妊治療の保険適用に関しては、菅政権下で保険適用の拡大が行われた⁶⁵。

2022 年に子どものある家庭の福祉の増進などの事務を担当する「こども家庭庁」が「こども家庭庁設置法」により設置されたのに加え、同年 2022 年に育児・介護休業法が改正されたことにより、1 歳まで育休を分割で取得することが可能な産後パパ育休が新設された⁶⁶。

2021 年 10 月からは岸田内閣が発足しており、「異次元の少子化対策」を掲げ、「次元の異なる少子化対策」に向けた財源確保を行うため、公的医療保険の企業・個人に上乗せし徴収する「支援金制度」を財源とする「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を 2024 年 2 月に閣議決定した⁶⁷。

児童手当 (民主党政権における子ども手当)

1986 年以降の、児童手当の支給月額と支給対象年齢、所得制限の有無の変遷を示したものが表 1 である。

1986 年 6 月から 1991 年 12 月までは、第 1 子は児童手当の支給対象ではなかったが、1992 年 1 月以降は第 1 子も支給対象となった。2000 年 6 月からは、1992 年 1 月から 2000 年 5 月までに行われていた児童手当に比べ、支給対象年齢が 1 歳未満や 5 歳未満から、小学校入学前までになった。2006 年 4 月からは小学校修了前までになると同時に、所得制限が 432.5 万円から 780 万円となった。2010 年 4 月からは、児童手当が子ども手当になり、所得制限が撤廃され、第 1 子

⁶² 松浦 (2024) p. 21.

⁶³ 松浦 (2024) p. 21.

⁶⁴ 松浦 (2024) p. 21.

⁶⁵ 松浦 (2024) p. 21.

⁶⁶ 松浦 (2024) p. 21.

⁶⁷ 松浦 (2024) p. 22.

以降は中学終了前まで 13,000 円支給されるようになった。2012 年 4 月からは、再び児童手当になり、960 万円の所得制限が再び設けられるようになった。2024 年 10 月からは、異次元の少子化対策として、所得制限の撤廃と、2024 年 9 月以前に比べて、支給対象年齢は高校生年代までが対象になった。それに加えて、第 3 子に関しては、月額 30,000 円と支給額も増えた。

表 1 児童手当の支給月額の変遷

	1986年6月	1992年1月	2000年6月	2006年4月	2010年4月	2019年度時点	2024年10月
第1子	なし	5,000円 (1歳未満)	5,000円 (小学校入学前)	5,000円 (小学校修了前)	13,000円 (中学校修了前)	15,000円 (3歳未満)	15,000円 (3歳未満)
第2子	2,500円 (2歳未満)	5,000円 (5歳未満)				10,000円 (3歳~中学校修了前)	10,000円 (3歳から高校生世代)
第3子以降	5,000円 (中学終了前)	10,000円 (5歳未満)	10,000円 (小学校入学前)	10,000円 (小学校修了前)		15,000円 (小学校修了前) 10,000円 (中学在学中)	30,000円 (高校生世代まで)
所得制限	340.6万円	358.9万円	432.5万円	780万円	なし	960万円	なし

(出所) 桐原 (2021)、香川県 (2024) より筆者作成。

第 3 節 未婚化の分析

1.4 でみたように、日本における出生数の減少や合計特殊出生率の低下は、初婚行動の変化や、有配偶率が要因の 1 つとなっている。そこで、本稿では未婚化に焦点を当て、なぜ未婚化が進行しているのかを考察する。

3.1 未婚化の現状

非嫡出子割合

婚姻中の夫婦の間に生まれた子どもである嫡出子と、婚姻中不在の男女の間に生まれた子どもを非嫡出子⁶⁸がそれぞれ出生数に占める数と割合は、2022 年に出生した嫡出子は 753,031 人で出生数に占める割合が 97.7%であるのに対して、非嫡出子は、17,728 人と出生数に占める割合は 2.3%である⁶⁹。よって、日本において出生数の大多数は、夫婦の間に生まれた子どもである嫡出子であるため、結婚をしない人が増えれば、嫡出子が増えない限り出生数の減少に繋がると考えられる。

⁶⁸ 岡山市 (2020)。

⁶⁹ 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (b)。

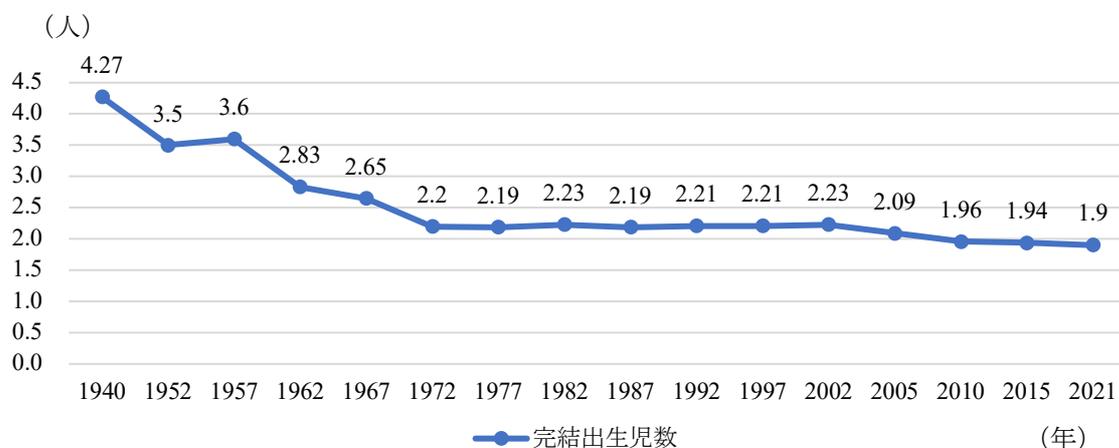
完結出生児数

ここからは、出生動向基本調査を基に完結出生児数⁷⁰の 1940 年から 2021 年までの調査回ごとの推移をみていく。

図 19 をみると、出生動向基本調査が開始された 1940 年においては、完結出生児数が 4.27 と高い水準にあったのに対して、合計特殊出生率が人口置換水準である 2.07 を下回った 1974 年以降の 1977 年等は完結出生児数が 2.19 と 1940 年に比べると低い水準にあることが分かる。この完結出生児数は、1972 年から 2002 年の調査まで 2.19~2.23 の範囲で推移していたが、2005 年に 2.09、2010 年に 2 を下回る 1.96 といった水準になっており、最新の調査である 2021 年の調査では、1.9 といった水準になっている。

完結出生児数は減少傾向にあるものの、依然として児童数は 2 に近い状況であるが、上述したように 2022 年の出生数に占める非嫡出子の割合が 2.3% と低水準の日本においては、大多数の出生児が結婚した夫婦から生まれているため、結婚している人が減ってしまえば、出生数が減少する可能性がある。翻って言えば、完結出生児数は 2 付近であるため、結婚をする人が増え、完結出生児数を同水準の 2 付近を保つことができれば合計特殊出生率の改善と出生数の増加を見込むことができると考えられる。

図 19 完結出生児数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (a)、国立社会保障・人口問題研究所 (b) より筆者作成。

年齢階級別未婚率の上昇

上述したように、日本においては、非嫡出子が年間の出生数に占める割合は 2% 台と低水準であり、こういった状況において、未婚化が進行してしまうと出生数が減少してしまうと考えられる。

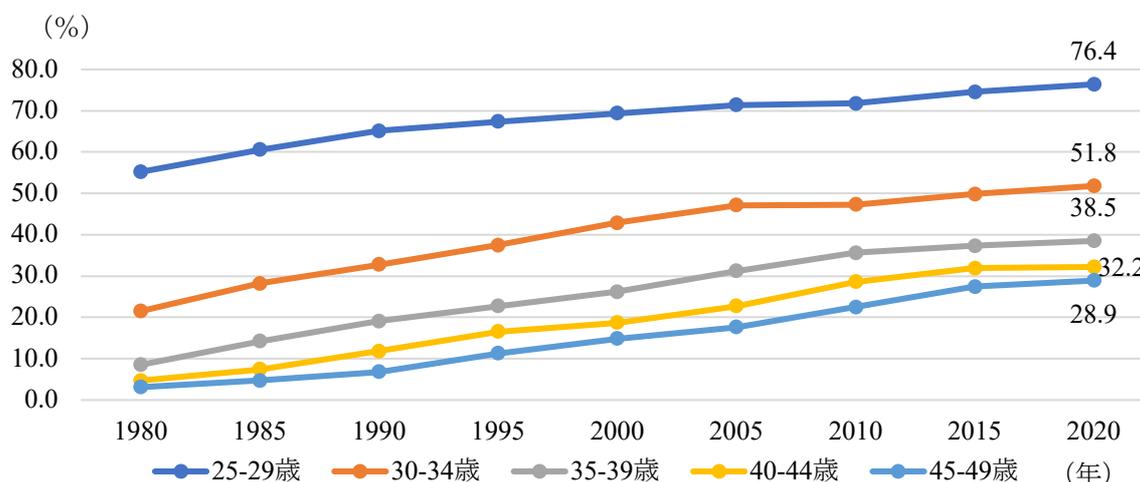
では、日本において未婚化はどのような状況にあるのだろうか。ここからは、1980 年から 2020

⁷⁰ 結婚持続期間 15~19 年の夫婦の平均出生児数。

年まで5年間隔での、男性・女性それぞれの25歳から29歳、30歳から34歳、35歳から39歳、40歳から44歳、45歳から49歳までの年齢階級別未婚率についてみていく⁷¹。

図20が、男性の年齢階級別未婚率の推移である。どの年齢階級においても1980年に比べると未婚率は上昇している。より詳しくそれぞれの年齢階級別未婚率についてみていくと、25歳から29歳の未婚率は1980年で55.2%であるのに対して、2020年は76.4%に上昇した。30歳から34歳の未婚率に関しては、1980年では21.5%であるのに対して、2020年51.8%と50%を超える割合で未婚といった状況に変化し、35歳から39歳の未婚率に関しては、1980年が8.5%であり、2020年は38.5%と大幅に上昇している。40歳から44歳の未婚率については、1980年で4.7%、2020年で38.2%と35歳から39歳の未婚率と同様大幅に割合が上昇しており、45歳から49歳までの未婚率も同様に、1980年の3.1%から、2020年の28.9%と大幅に上昇している事がわかる。

図20 1980年から2020年の年齢階級別男性未婚率の推移



(出所) 厚生労働省 「令和5年版厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会—」より筆者作成。

こういった年齢階級別未婚率が上昇している傾向は、女性にも同様に見られる。図21は図20と同様に1980年から2020年までの5年間隔の年齢階級別未婚率の推移である。

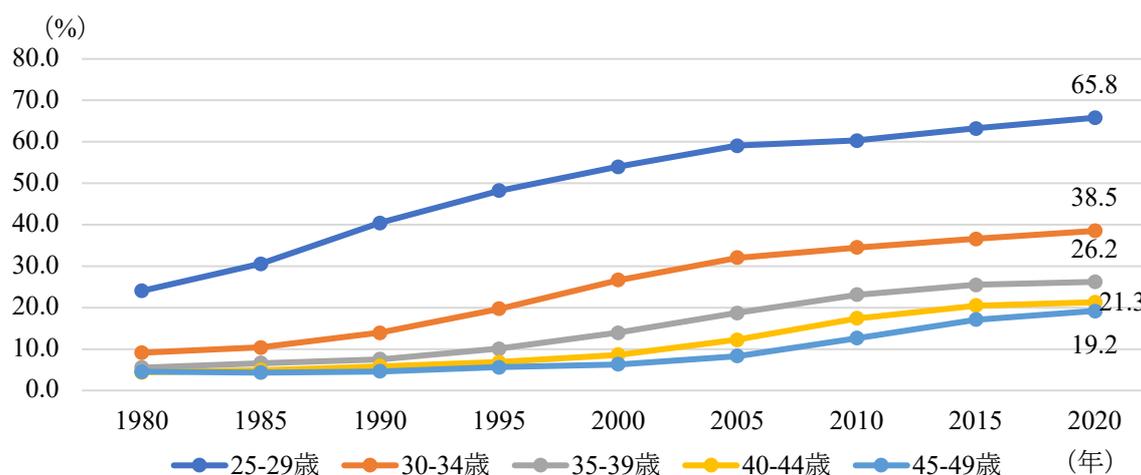
女性も男性同様、年齢階級別未婚率は上昇している状況である。詳細に見ていくと、25歳から29歳までの未婚率は1980年で24.0%であるのに対して、2020年は65.8%と未婚率は上昇しており、30歳から34歳までの未婚率は1980年で9.1%であり、2020年では、38.5%と1980年に比べると割合は上昇している。35歳から39歳までの未婚率は1980年では5.5%、2020年は26.2%であり、40歳から44歳までの未婚率は、1980年で4.4%、2020年は21.3%である。そして45歳から49歳までの未婚率は4.5%で2020年は19.2%と全ての年齢階級で2020年の未婚率は、1980年に比べると上昇していることがわかる。特に、25歳から29歳までの未婚率は1980年から2020

⁷¹ 2015年と2020年は不詳補完値である。

年までの上昇幅が男性の年齢階級別未婚率と女性の他の年齢階級別未婚率と比較しても大きい状態となっており、これは、1980年に比べると年々女性の高学歴化や社会進出が進んだためだと考えられる。

図20と図21では、同じ年齢階級であっても、男性と女性で未婚率が異なっている。これは、男性の方が女性に比べて人口数が多いためである。

図21 1980年から2020年の年齢階級別女性未婚率の推移



(出所) 厚生労働省「令和5年版厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会—」より筆者作成。

3.2 結婚をしたくない人が増えたのか

3.1では、日本の年齢階級別未婚率について述べた。この未婚化の傾向は、結婚したいと考える日本人が減った結果生じているのか、それとも結婚をしたいと考えている日本人は多い状況であるが、未婚化が進行している状況なのだろうか。

図22は出生動向基本調査の調査回ごとに、未婚者が「いずれ結婚するつもり」と「一生結婚するつもりはない」とそれぞれ答えた男女別の割合である。

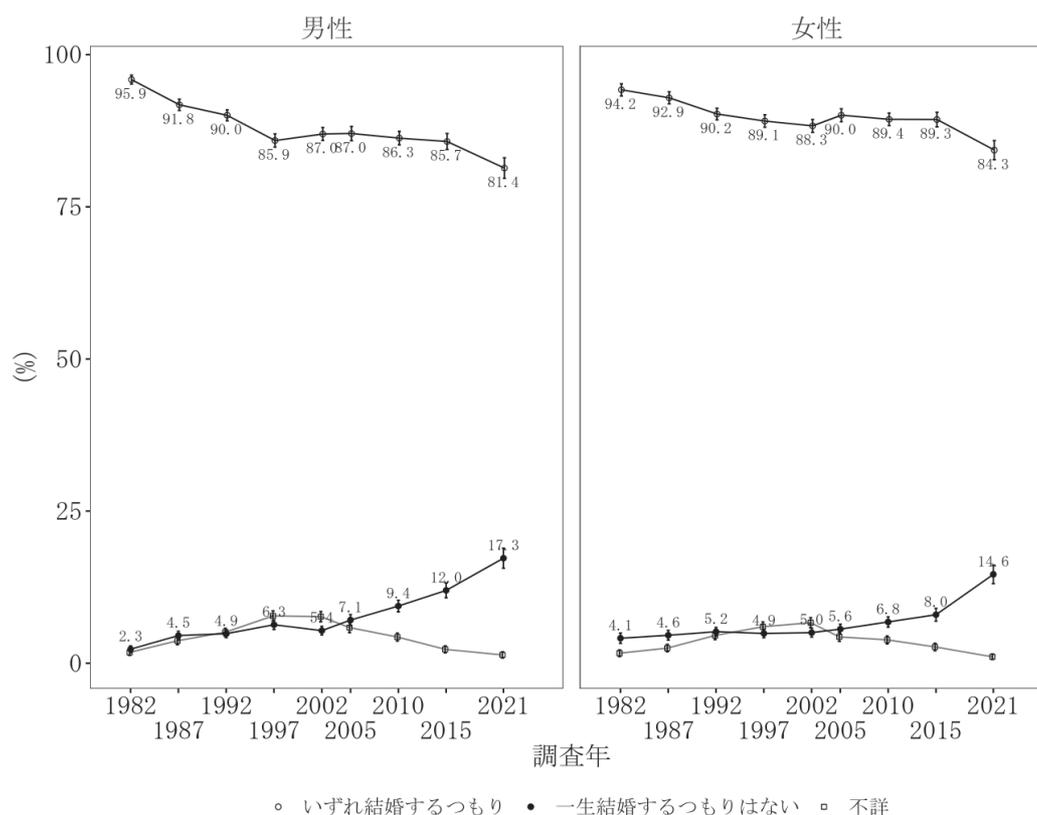
まず、男性については1982年の調査で「いずれ結婚するつもり」と回答した人の割合は95.9%であるのに対して最新の調査である2021年では81.4%である。そして、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は1982年の調査では2.3%であるのに対して、2021年は17.3%という状況になっている。1982年と2021年の調査を比べると「いずれ結婚するつもり」と回答した人の割合は減少しているが、それでも8割を超える人がいずれは結婚したいと考えていることがわかる。

女性に関しては、1982年の調査で「いずれ結婚するつもり」と回答した人は94.2%で、2021年では、84.3%になっている。「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、1982年で4.1%、

2021年で14.6%になっている。

以上から、男性・女性ともに「いずれ結婚するつもり」だと回答した人の割合は、1982年の調査と比べると2021年の調査では減少しているが、未婚者の内、80%超えの人がいずれ結婚するつもりだと回答している。即ち、結婚をしたいと考えている人は、未婚者で多くいるにも関わらず、3.1で述べたように未婚化が進んでいる状況である。

図22 未婚者の生涯の結婚意思



注：対象は18～34歳の未婚者。図中のマーカー上のエラーバーは95%信頼区間を示している。客体数は、第8回(1982)男性(2,732)、女性(2,110)、第9回(1987)男性(3,299)、女性(2,605)、第10回(1992)男性(4,215)、女性(3,647)、第11回(1997)男性(3,982)、女性(3,612)、第12回(2002)男性(3,897)、女性(3,494)、第13回(2005)男性(3,139)、女性(3,064)、第14回(2010)男性(3,667)、女性(3,406)、第15回(2015)男性(2,705)、女性(2,570)、第16回(2021)男性(2,033)、女性(2,053)。設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2023b)より引用。

図23は「いずれ結婚するつもり」と回答した中でも、「一年以内に結婚したい」若しくは「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と回答した人を就業状況別に見た図である。

男性と女性で共通しているのは、学生については一年以内に結婚したいと考えている割合が低いことである。

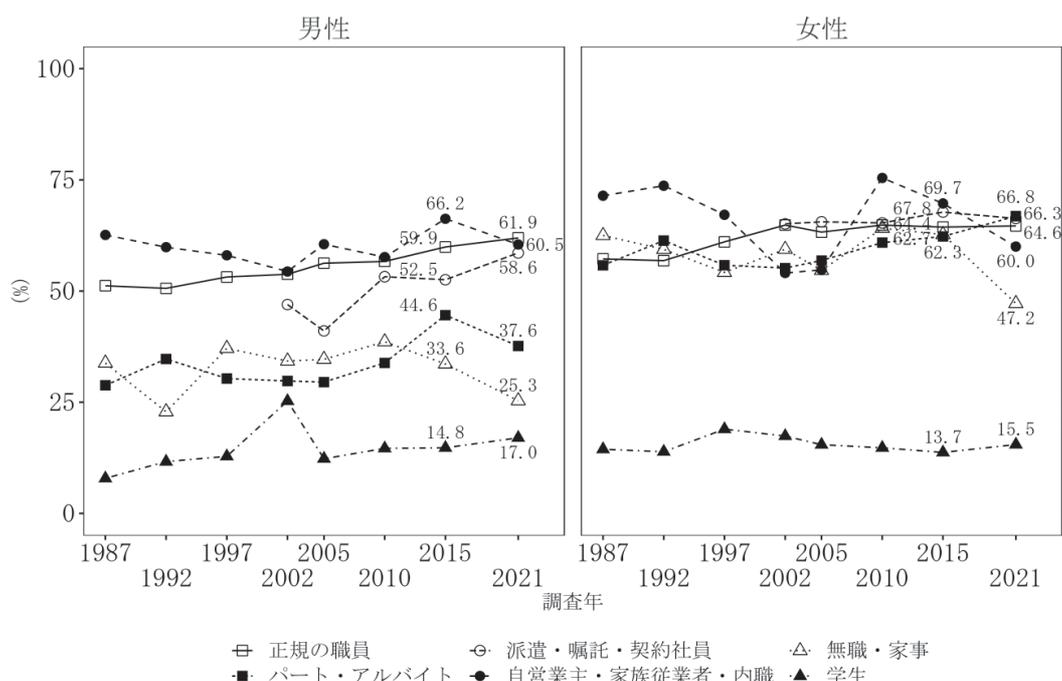
男性では、パート・アルバイト、無職・家事、学生以外は、「一年以内に結婚したい」若しく

は「理想的な相手が見つければ結婚しても良い」と考えている割合は2021年の調査では60%前後である。正規の職員が「一年以内に結婚したい」若しくは「理想的な相手が見つければ結婚しても良い」と考えている割合が2021年の調査で61.9%であるのに対して、パート・アルバイト37.6%の割合であり、雇用形態によって短期的な結婚意欲が異なることが示唆されている。

女性は、男性と異なり、パート・アルバイトであっても、2021年の調査で60%の人が「一年以内に結婚したい」若しくは「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と考えている。加えて、女性は、男性に比べると同じ就業状況であっても、「一年以内に結婚したい」若しくは「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と考えている割合が比較的高い状況である。

以上のように、就業状況別の短期間における結婚意思は男性と女性とで異なり、社会的に不安定なパート・アルバイトの男性は正規の職員の男性などと比べると、短期的な結婚の意思は低い状況である。

図23 男女別、就業状況ごとの一年以内に結婚したいと考えている人の割合



注：対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の未婚者。「一年以内に結婚したい」または「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と回答した未婚者の割合。「派遣・嘱託」の区分は第12回(2002)調査で選択肢に追加(第13回(2005)調査では、さらに同区分に「契約社員」も追加)。客体数は、第15回(2015)男性(正規の職員1,155、パート・アルバイト166、派遣・嘱託・契約社員118、自営業主・家族従業者・内職80、無職・家事122、学生583)、女性(正規の職員1,078、パート・アルバイト273、派遣・嘱託・契約社員183、自営業主・家族従業者・内職33、無職・家事126、学生532)、第16回(2021)男性(正規の職員904、パート・アルバイト93、派遣・嘱託・契約社員70、自営業主・家族従業者・内職43、無職・家事75、学生406)、女性(正規の職員840、パート・アルバイト184、派遣・嘱託・契約社員95、自営業主・家族従業者・内職25、無職・家事89、学生439)。18～34歳の未婚者全体(男性、女性)に対する割合は第15回(2015)調査(45.5%、52.6%)、第16回(2021)調査(46.9%、50.8%)であった。設問「それでは今から一年以内の結婚に関してはどのようにお考えですか。」(1. 一年以内に結婚したい、2. 理想的な相手が見つければ結婚してもよい、3. まだ結婚するつもりはない)。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2023b)より引用。

3.3 出生動向基本調査の個票から読み解く未婚化

岩澤・余田（2024）は、1982年から2021年の出生動向基本調査の個票を基に25歳から34歳の未婚者の状況を分析した。

まず、岩澤・余田（2024）は結婚の変動要因を3つに分けた。1つ目の変動要因として安定的な仕事があるかという経済的基盤として、正規雇用・自営業者・家族従事者・内職の場合を経済的基盤ありとし、それ以外の場合は、経済的基盤なしとした。2つ目の要因として、親密な存在があるかを、親密性基盤として、出生動向基本調査で、恋人として交際している異性がいる若しくは、婚約者がいる場合を親密性基盤ありとし、それ以外の場合は親密性基盤なしとした。3つ目の要因を結婚意欲として、出生動向基本調査で、いずれ結婚するつもりだと回答した場合を結婚意欲あり、それ以外を結婚意欲なしとして、分析をした⁷²。

以下、経済的基盤ありを「E」、経済的基盤なしを「e」、親密性基盤ありを「I」、親密性基盤なしを「i」、結婚意欲ありを「M」、結婚意欲なしを「m」として表現する。

ここから、未婚者を4つの類型に分類すると、表2のようになる。

表2 未婚者の類型

結婚変動の3要因（観察項目）				未婚の4類型と解釈			
	経済的基盤 Economic base	親密性基盤 Intimacy base	結婚意欲 Marriage intention	①生活の基盤があり、結婚を望み、結婚の前駆の状態としての未婚	②基盤はあるが、(抑圧的)結婚は望まず、結婚からの解放としての未婚	③基盤に欠けるが、結婚は望み、結婚の剥奪としての未婚 (1)親密性基盤欠如、 (2)経済的基盤欠如、 (3)両基盤欠如	④基盤に欠け、結婚も望まず、結婚からの離脱としての未婚 (1)親密性基盤欠如、 (2)経済的基盤欠如、 (3)両基盤欠如
操作化							
の未婚者	従業上の地位	交際状況	生涯の結婚の意思				
	正規雇用／自営・家族従業等か否か	恋人／婚約者の有無	「いずれ結婚するつもり」か否か				
条件の組み合わせ	経済的基盤あり(E)	親密性基盤あり(I)	結婚意欲あり(M)	①前駆型(EIM)			
			結婚意欲なし(m)		②解放型(EIm)		
		親密性基盤なし(i)	結婚意欲あり(M)			③剥奪型(1)(EiM)	
			結婚意欲なし(m)				④離脱型(1)(Eim)
	経済的基盤なし(e)	親密性基盤あり(I)	結婚意欲あり(M)			③剥奪型(2)(eIM)	
			結婚意欲なし(m)				④離脱型(2)(eIm)
		親密性基盤なし(i)	結婚意欲あり(M)			③剥奪型(3)(eiM)	
			結婚意欲なし(m)				④離脱型(3)(eim)

（出所）岩澤・余田（2024）より引用。

岩澤・余田（2024）は、未婚者を4つの類型に分類した。第一の類型として、経済的基盤・親密性基盤・結婚意欲がそれぞれある未婚者である（EIM）を前駆型未婚とし、第二の類型として、経済的基盤・親密性基盤がそれぞれあるものの結婚意欲がない未婚者である（EIm）を結婚から解放されたとする解放型未婚、第三の類型として、経済的基盤・親密性基盤のどちらかが欠けているか、若しくは両方欠けているものの、結婚意欲はある未婚者である（EiM）、（eIM）、（eiM）を結婚が剥奪されたとする剥奪型未婚、最後に第四の類型として、経済的基盤・親密性基盤のど

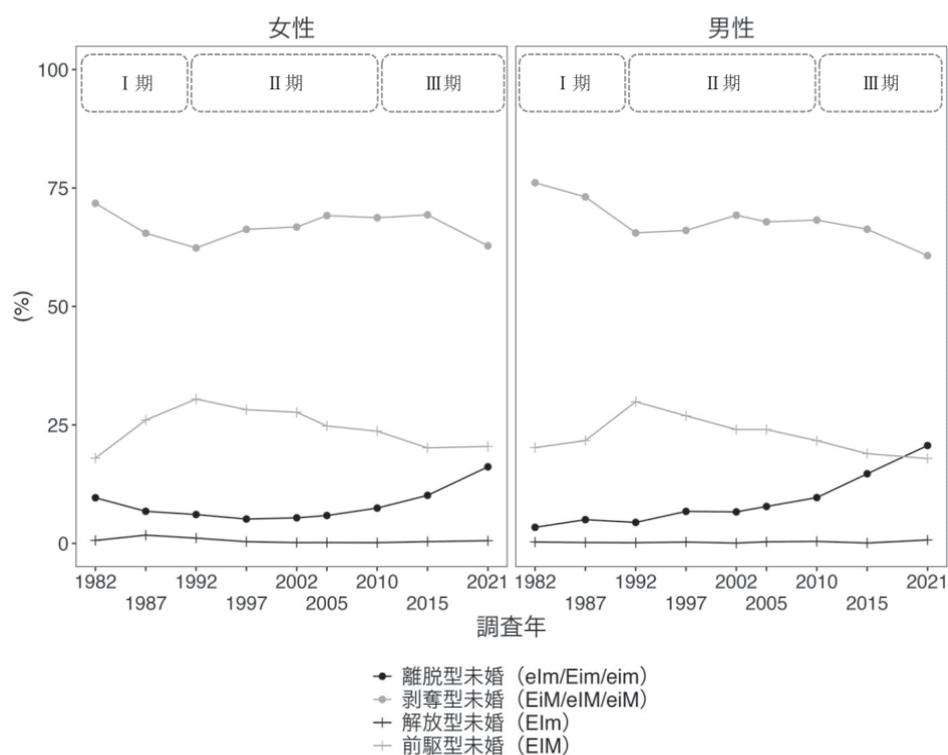
⁷² 岩澤・余田（2024）p. 165.

ちらか若しくは両方が欠けており、かつ結婚意欲も欠けている未婚者である、(Eim)、(eIm)、(eim) を結婚から離脱したとする離脱型未婚として分類した⁷³。

1982年から2021年までの未婚者に占める4類型のそれぞれの割合の推移は図24のように表せられ、4類型のそれぞれの変化により1982年から2021年は、1982年から1992年の第Ⅰ期、1992年から2010年までの第Ⅱ期、2010年以降の第Ⅲ期と3つの区分に分けることができる⁷⁴。

1982年から1992年の第Ⅰ期は、経済的基盤・親密性基盤・結婚意欲のある未婚者(EIM)である、前駆型未婚の割合が増加しているが、(EiM)・(eIM)・(eiM)といった剥奪型未婚の割合が減少していることがわかる。次に、1992年から2010年までの第Ⅱ期は、(EIM)の前駆型未婚の割合が減少し、(EiM)・(eIM)・(eiM)といった剥奪型未婚の割合が増加した。加えて、男性は(Eim)・(eIm)・(eim)といった離脱型未婚の割合が女性に比べると増加していることがわかる。2010年以降は、(EiM)・(eIM)・(eiM)といった剥奪型未婚の割合が減少したものの、(Eim)・(eIm)・(eim)といった離脱型未婚の割合が増加した。

図24 男女別未婚4類型の割合の推移



(出所) 岩澤・余田 (2024) より引用。

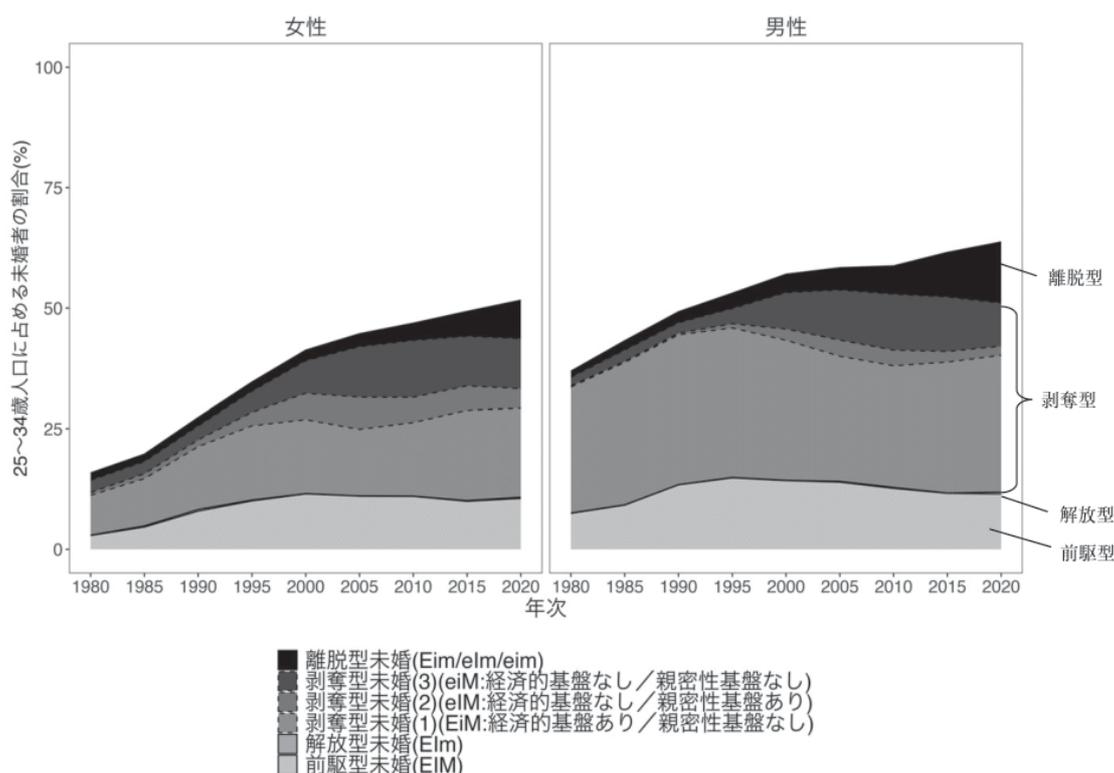
⁷³ 岩澤・余田 (2024) pp. 166-167.

⁷⁴ 岩澤・余田 (2024) p. 169.

4つの未婚類型の内、剥奪型未婚については、さらに剥奪型未婚(1)を(EiM)、剥奪型未婚(2)を(eIM)、剥奪型未婚(3)を(eiM)としてそれぞれ3つに分類し、合計未婚者を6類型に分類し、25歳から34歳人口の未婚者の内、未婚6類型の割合の1980年から2020年までの推移を国勢調査に基づき作成したものが図25である。

女性・男性ともに(EIm)である解放型未婚は、1980年以降かなり少ない割合で推移していることがわかる。2000年代以前までは、未婚者の内、前駆型未婚の(EIM)と剥奪型未婚(1)(EiM)が主であるが、2000年代以降、剥奪型未婚(2)(eIM)や剥奪型未婚(3)(eiM)の割合が増加していることが分かる。それに加えて、2010年以降は、特に男性では離脱型未婚の割合が増加していることが分かる。

図25 未婚6類型の割合推移



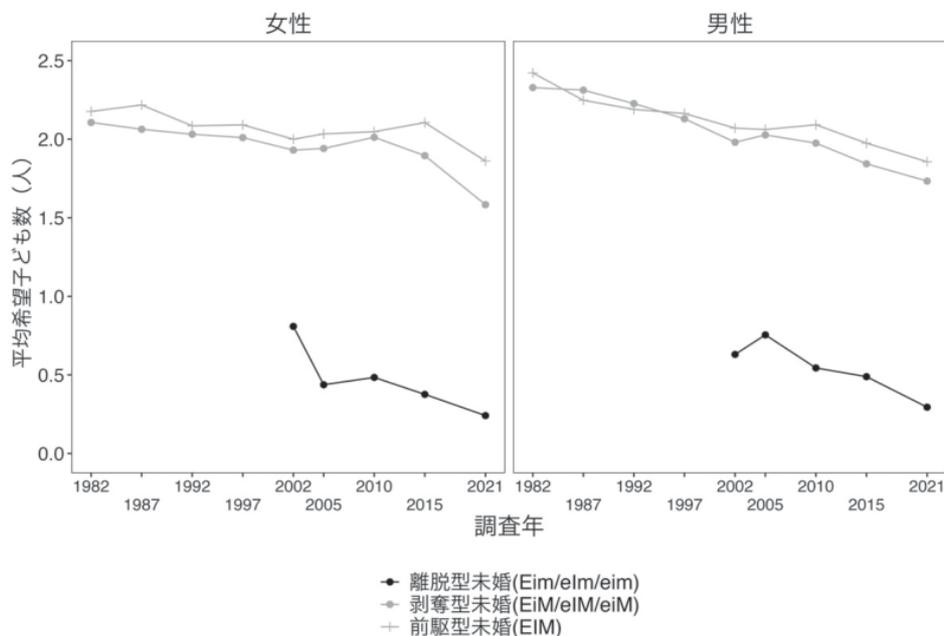
(出所) 岩澤・余田 (2024) より引用。

ここからは、解放型未婚を除く、それぞれの類型ごとの平均希望子ども数を図26よりみていく。

図から分かるように(Eim)・(eIm)・(eiM)といった離脱型未婚の場合、平均希望子ども数は1以下であり、他の類型に比べてかなり低い水準にあることが分かる。女性では、(EIM)である前駆型未婚の場合は、平均希望子ども数が剥奪型未婚より高い水準を維持しており、2010年以降の調査では、前駆型未婚と剥奪型未婚の間で平均希望子ども数の差が開いてきている。男性は、

基本的には前駆型未婚の場合のほうが剥奪型未婚に比べて、高い水準であるが、男性と女性ともに、2021年の調査で、平均希望子ども数が2人を割った水準である。

図26 解放型未婚を除く未婚類型ごとの平均希望子ども数



(出所) 岩澤・余田 (2024) より引用。

以上のことから、出生動向基本調査を基に未婚者を4つに類型してそれぞれの類型が未婚者に占める割合や希望子ども数を見てきたが、剥奪型未婚が未婚者の多くを占めている状況であり、結婚しやすくする社会の実現のためには、結婚意欲のある未婚者が経済的基盤・親密性基盤のどちらか若しくは、両方を備えることが必要であると考えられる。離脱型未婚に関しては、2010年の調査以降割合が増加している状況であり、離脱型未婚に分類された人も本来は結婚意欲があっても、徐々に歳を重ねていくにつれて結婚を諦め、結婚意欲を失った可能性があるため、結婚意欲を失ってしまう前に結婚をすることのできる社会の実現が必要であると考えられる。

3.4 未婚化の要因分析

ここからは、多くの日本人が結婚したいと考えているにも関わらず、なぜ未婚化が進行しているかを考察する。

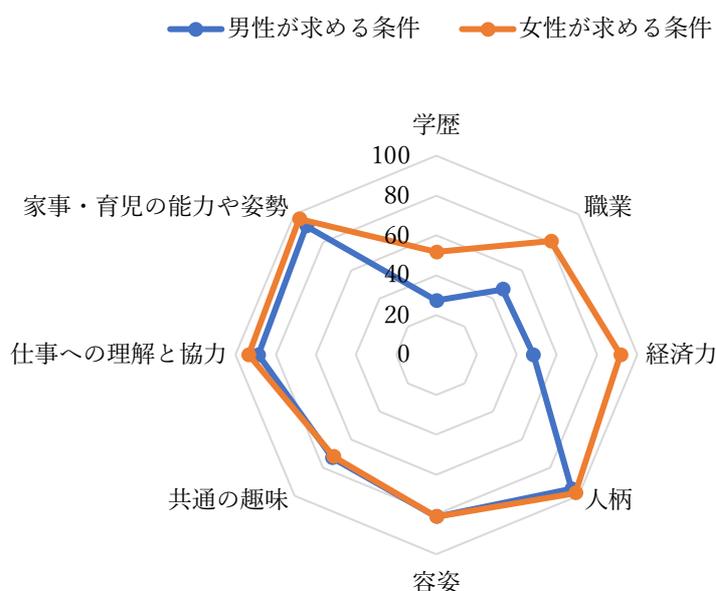
男性・女性それぞれが結婚相手に求める条件

男性と女性はそれぞれ結婚相手に、どのような条件を求めているのだろうか。結婚相手に求める条件を、「学歴」、「職業」、「経済力」、「人柄」、「容姿」、「共通の趣味」、「仕事への理解と協力」、

「家事・育児の能力や姿勢」に分け、2021年の出生動向基本調査において、それぞれの条件をどのくらいの割合で求めるのだろうかを示したものが図27である⁷⁵。

結婚相手に求める条件として回答した割合が男性と女性で近い水準であるのは、「共通の趣味」、「容姿」と「人柄」である。女性が若干男性よりも求めている条件としては「家事・育児の能力や姿勢」と「仕事への理解と協力」である。男性に比べて、女性は結婚相手に「学歴」、「職業」、「経済力」を求める条件として回答した割合が高い水準である。男性と女性が結婚相手に「学歴」、「職業」、「経済力」を求める割合についてそれぞれみていくと、「学歴」を男性が求める割合は27.3%であるのに対して、女性が求める割合は51.7%であり、「職業」に関しては、男性が46.6%求め、女性は80.7%求めている。特に「経済力」に関しては、男性が結婚相手として求める条件として回答した割合が48.2%であるのに対して、女性が男性に結婚相手として求める割合は、91.6%である。

図27 男女別結婚相手に求める条件



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (b) より筆者作成。

以上より、女性は男性よりも結婚相手に多くの条件を求め、とりわけ、経済力を結婚相手に求める条件として挙げる割合が男性に比べ大きいことがわかる。これは、他の調査研究によっても示されているものと符合した結果になった⁷⁶。

⁷⁵ 重視する若しくは、考慮すると答えた人の割合を合算したものである。

⁷⁶ 三輪 (2019) pp. 33-37.

未婚化の要因

筒井（2018）は、1960年代から2010年代までの女性の配偶者行動⁷⁷を分析しており、この分析では、1970年代から1980年代の未婚に関しては未婚者の8割を超える高卒女性が下層婚⁷⁸を回避し、1990年代以降の未婚化は、四年制大学（以上）卒の女性の上層婚⁷⁹の減少であると分析しており、未婚化の背景に女性の高学歴化があると指摘している⁸⁰。それに加えて、職業的地位が高位にある男性が1960年代以降増加していないことから、結婚市場において高学歴化の女性が増えているにも関わらず、そういった女性にマッチした男性が供給されず、ミスマッチが発生していることを指摘している⁸¹。

男性と女性の未婚化の要因分析を行った加藤（2023）は、男性の未婚化の主要因はマクロ経済成長の低下に伴う格差の拡大で、低階層の男性から未婚化が進み、女性にとって結婚相手の供給不足が結婚を遅らせていくことになるとしている。女性の未婚化の主要因は、見合い結婚が衰退し恋愛結婚イデオロギーに代表されるような脱旧来的な結婚観の普及であるとしている⁸²。

以上を踏まえると、未婚化は、女性の高学歴化や、社会進出が進んだことにより女性の学歴、経済力、職業が同等かそれ以上の男性が増加していないにも関わらず、多くの女性が男性に対して学歴、経済力、職業を求めている状況であり、特に経済力に関しては、20歳から39歳の未婚女性が結婚相手の男性に求める年収は、実際の年収と大きく乖離しており⁸³、それに加えて、お見合い結婚から自由恋愛による結婚という結婚そのものの考え方が変わったことで、結婚市場において女性が求める条件を満たした男性の供給が少なくミスマッチが発生し、未婚化が進行していると考えられる。こういった状況では、未婚類型の剥奪型未婚の内（eiM）といった属性の男性が女性よりもさらなる経済的基盤若しくは同等の基盤を獲得できなければ、結婚市場のミスマッチで親密性基盤の確保まで達せず、仮に親密性基盤が確保できたとしても結婚を諦めざるを得ない状況が生じると考えられる。

それに加えて、こども家庭庁が2024年7月に15歳から39歳の男女を対象として結婚をテーマにインターネットでのアンケートを行った調査で、結婚相手を見つけることの意識について67%の人が「見つけたくても具体的に何をすればいいかわからない」と答え、66%の人が「自分に自信がなく行動したところで見つけられるとは思えない」⁸⁴と回答しており、自信、経済的基盤や親密性基盤がない未婚者が多く発生している可能性があり、日本の未婚者を巡る状況は厳

⁷⁷ 「結婚をするのかしないのか」という選択と、「結婚をするなら誰とするのか」という選択。

⁷⁸ 筒井（2018）では職業的地位を詳細に分類した分類Aと分類Bがあり、分類A・Bともに下層婚は上層婚以外である。

⁷⁹ 分類Aでは、職業的地位が、経営者/役員 or 企業規模300人以上の正規雇用 or 10人以上の従業員がいる自営業 or 非正規雇用ではない専門職としている。分類Bでは、専門職・経営・事務としている。

⁸⁰ 筒井（2018）pp. 68-73.

⁸¹ 筒井（2018）p. 73.

⁸² 加藤（2023）p. 21.

⁸³ 内閣府（2023）pp. 148-150.

⁸⁴ NHK（2024）.

しい状況であると考えられる。

第4節 日本の少子化対策への政策的含意

4.1 晩婚化がもたらす少子化

4.1 では、晩婚化が進行している日本において、晩婚化が少子化に対してどのような影響を及ぼすのかを考察する。

晩婚化

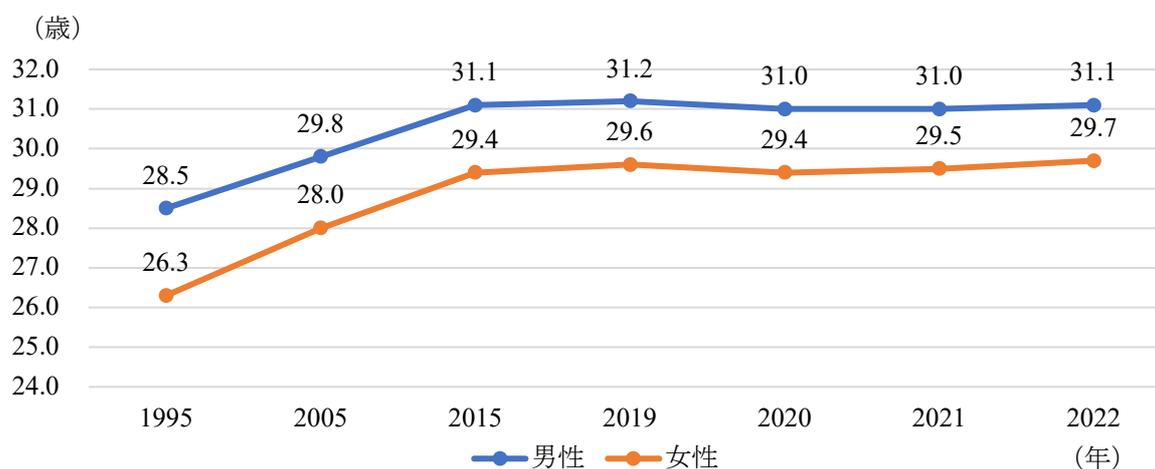
まず、男性・女性の平均初婚年齢の推移をみていく。図 28 は、1995 年、2005 年、2015 年、2019 年、2020 年、2021 年、2022 年の男性・女性の平均初婚年齢の推移である。

まず、男性の推移をみていくと、1995 年における平均初婚年齢は 28.5 歳であるのに対して 2022 年は 31.1 歳と、平均初婚年齢が上昇している状況である。2015 年以降は安定し、男性の平均初婚年齢は 31 歳付近である。

次に、女性の平均初婚年齢の推移を見ていくと、1995 年が 26.3 歳であるのに対して、2022 年において 29.7 歳といった状況である。2015 年以降の平均初婚年齢は比較的安定しており、29.5 歳付近である。

以上みてきたように、1995 年に比べると晩婚化が男性・女性ともに進行しているといえる。

図 28 男女別平均初婚年齢の推移



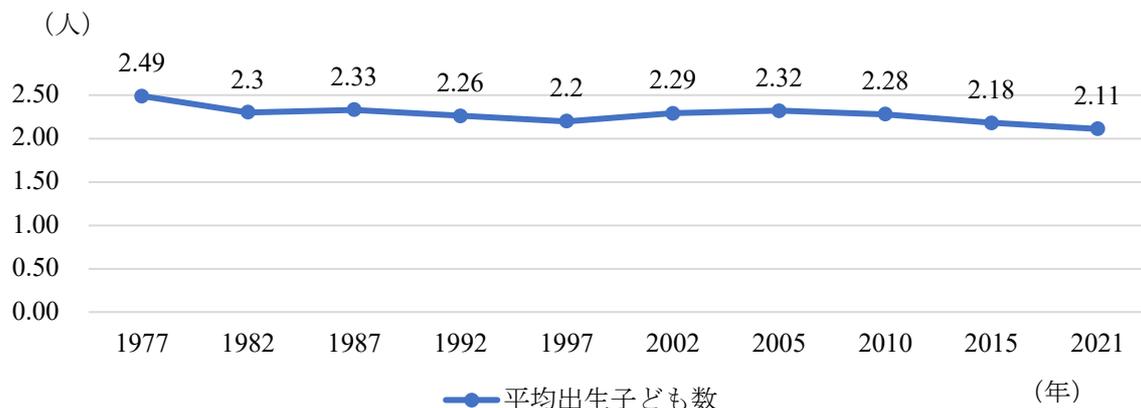
(出所) 政府統計の総合窓口 (e-Stat) (c) より筆者作成。

女性の初婚年齢毎の平均出生子ども数

ここからは、妻の初婚年齢が 25 歳未満、25 歳から 29 歳、30 歳から 34 歳、35 歳位上の妻が 45 歳から 49 歳までの夫婦の平均出生子ども数について、それぞれみていく。

まず、妻の初婚年齢が25歳未満の場合、平均出生子ども数は2021年の調査で2.11人である。1977年に行われた調査時の2.49人に比べると減少傾向にあるものの、平均出生子ども数が2人を上回る水準であり、高い水準であると言える。

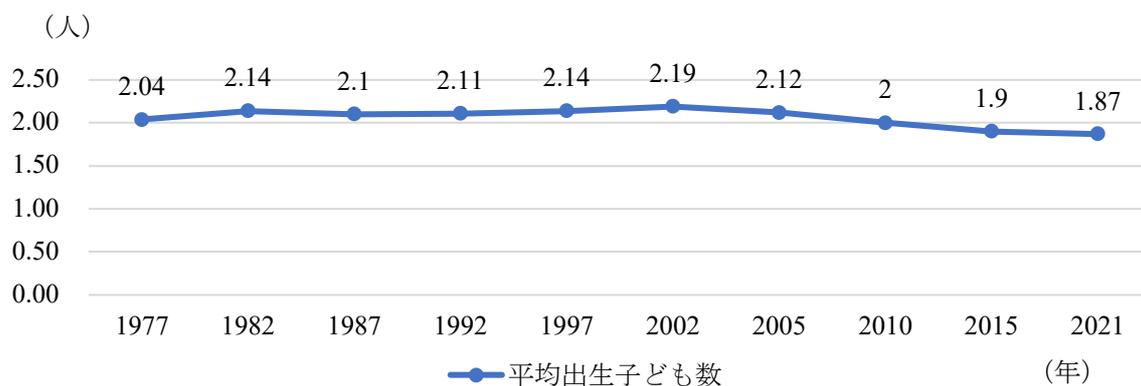
図29 妻の初婚年齢25歳未満の平均出生子ども数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (b) より筆者作成。

妻の初婚年齢が25歳から29歳の平均出生子ども数の推移は、1977年の調査では2.04人であり、2021年の調査では1.87人となっており、平均出生子ども数が2を下回る水準になっている。これは、25歳から29歳女性の社会進出が進んだことにより、結婚をしていますが、キャリア形成に重要な時期に子ども持ちたくても持てない女性が増加し、平均出生子ども数が減少している可能性がある。

図30 妻の初婚年齢25歳から29歳の平均出生子ども数の推移

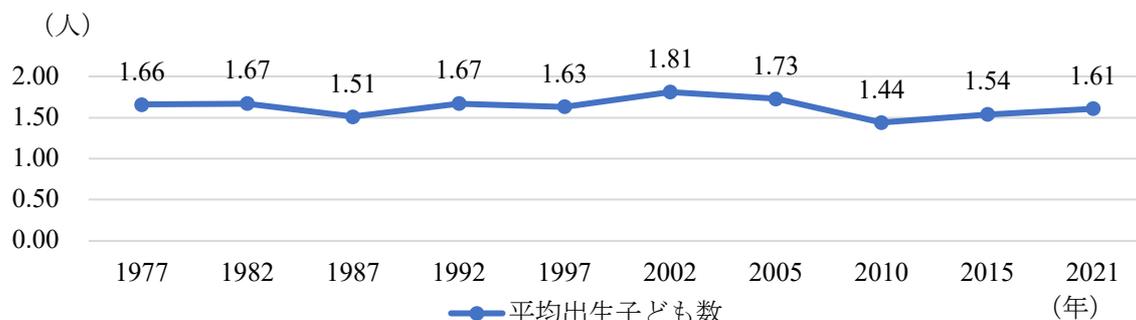


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (b) より筆者作成。

妻の初婚年齢が30歳から34歳の平均出生子ども数の推移をみていくと、1977年の調査では、平均出生子ども数が1.66であり、ピークである2002年は、1.81である。2002年の調査から、

2010年の調査までは、平均出生子ども数が減少傾向であったものの、2010年の調査から2021年の調査までは、増加傾向にある。2021年の平均出生子ども数が1.61人であり、ピークの値からは減少しており、平均出生子ども数は2を下回っている水準である。

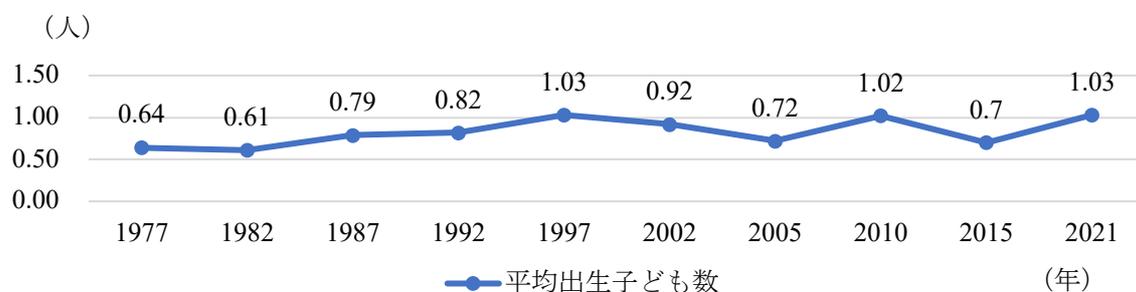
図31 妻の初婚年齢30歳から34歳の平均出生子ども数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (b) より筆者作成。

最後に妻の初婚年齢が35歳以上の平均出生子ども数の推移についてみていくと、1977年の調査時では、平均出生子ども数が0.64人であったが、2021年には1.03人を記録した。しかしながら、2を大幅に下回る水準である。

図32 妻の初婚年齢35歳以上の平均出生子ども数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 (b) より筆者作成。

まず、日本において平均初婚年齢が上昇している現状を述べた。そのうえで、妻の初婚年齢ごとの平均出生子ども数をみてきたが、妻の初婚年齢が25歳未満の場合、平均出生子ども数が2を上回る高い水準であるものの、妻の初婚年齢が25歳位上になると、平均出生子ども数が2を下回り始める状況であり、妻の初婚年齢が遅くなればなるほど、平均出生子ども数が減少していく傾向にあることが分かる。よって、晩婚化が進行している日本において、晩婚化が少子化を促進させている一つの要因であると考えられる。

妻の初婚年齢が25歳から29歳までの場合は、平均出生子ども数が減少傾向にあり、育児と仕事の両立支援や、35歳以上の平均出生子ども数が低い状況であるため、不妊治療の支援などを

より強化していく必要があると考えられる。

4.2 包括的な少子化対策

ここからは、出生数の減少や合計特殊出生率の低下要因の分析を踏まえて、どのような少子化対策を行っていくべきか考察する。

1.4で述べたように、出生数の減少や合計特殊出生率の低下は、夫婦の出生力の低下のみならず未婚化といった有配偶率要因によっても発生しており、日本の少子化は未婚化や晩婚化、非婚化といった結婚行動の変化、女性の高学歴化や社会進出が進んだことや、家族役割や考え方の変化といった様々な要因が複雑に絡み合い少子化は進行していると考えられ⁸⁵、夫婦の出生力向上を目指す政策のみならず、結婚したいと考えている人が結婚をすることのできるための雇用慣行の是正など様々な少子化政策を包括的に行っていく必要があると考えられる。

出生年別の実質賃金カーブは出生年が後であればあるほどフラット化しており、それによる若年層の賃金上昇期待の後退に加えて、貯蓄理由の1つに老後の生活不安を挙げる若年層の割合が2000年代後半に比べると2020年代は高まっている⁸⁶。結婚や出産、子育てへの費用に加えて、老後の生活を考えるなど経済的な理由で結婚や出産が抑制されている可能性があり、少子化対策を行っていくうえでは、子どもの誕生という生から老後への不安解消といった、ゆりかごから墓場までの包括的な改革が求められていると考えられる。老後への生活不安解消のためには制度改革や、年金制度に関する丁寧なマスメディアによる報道などが求められる。

未婚化に関しては、3.3で述べたように親密性基盤を持たない結婚意欲のある未婚者が多く存在している状況であるため、自治体による婚活パーティーやマッチングアプリの運営など、出会いを創出することができ、未婚化を抑制することができる可能性がある。それに加えて、3.4で分析したように結婚市場において女性が求める男性の供給不足が生じ、未婚化が進行していると考えられるため、賃上げや非正規雇用であっても正規雇用との同一労働同一賃金の徹底など、未婚者の経済状況の改善が必要であると考えられる。

少子化対策の1例として、育児休業制度のさらなる充実や不妊治療の保険適用拡充を挙げることができる。育児休業制度のさらなる拡充に関しては、出産や育児によって発生する機会費用を減らすために重要であると考えられる。仙田・樋口（2000）は、出産や育児による機会費用について、直接失われる賃金を放棄する直接的な機会費用に加えて、就業を中断することによる賃金上昇機会の喪失という間接的な機会費用として挙げており⁸⁷、育児休業制度の拡充により、直接的・間接的な機会費用を減らすことにより、夫婦の出生力を向上させることができると考える。加えて、育児休業制度に関しては正規雇用女性ほど結婚の意思決定を促進させており、育児休業制度のさらなる拡充は、夫婦の出生力向上だけでなく、非婚化や未婚化への対策にも繋がる可能

⁸⁵ 守泉（2015）p. 29.

⁸⁶ 内閣府（2023）pp. 137-138.

⁸⁷ 仙田・樋口（2000）p. 20. 是川（2019）p. 20.

性がある⁸⁸。

不妊治療の保険適用拡充に関しては、4.1 でみたように日本では晩婚化が進行しており、その晩婚化によって少子化が促進されている可能性がある。30 歳以上の妻を持つ夫婦では予定子ども数を実現できない理由として「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」を最も多く挙げており⁸⁹、現在の不妊治療の保険適用回数を増加させることや他の療法も保険適用範囲に加えることによって、晩婚化が進み健康上の懸念から妊娠・出産を忌避してきた人であっても安心して希望とする子どもを持つことができると考えられる。

上述した少子化対策の他にも、教育に対する金銭的支援を上げることができる。理想とする子供を持たない理由の一つに、子育てや教育にお金がかかりすぎるからという理由を上げる人も多く、増田（2016）は、教育の負担を表すと考えられる教育物価指数⁹⁰が自治体レベルの合計特殊出生率にどれだけ影響を及ぼすのかを検証している。

分析では、教育全体の物価指数は有意に合計特殊出生率に対して負となっており、増田は教育支援策である教育負担を緩和する金銭的支援を行うことで、合計特殊出生率の低下抑制の可能性を指摘⁹¹しており、幼稚園から大学までの授業料と、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の補習教育、及び予備校に対する支出である補習教育についても合計特殊出生率について分析している。授業料については、合計特殊出生率に対して有意な負といった結果が得られなかったが、補習教育に対しては、合計特殊出生率に対して有意に負となったと指摘しており、奢侈財の性格が強い補習教育が出生行動に対して制約になっていると指摘している⁹²。

以上みてきたように、日本の少子化は様々な要因が複雑に絡み合っているため、特効薬のように、1つの政策を行えば少子化が解決するという政策はなく、その少子化を是正するための政策は結婚意欲のある未婚者への出会いの創出や、育児休業制度改革、教育に対する金銭支援など包括的に対策を行っていく必要があると考えられる。

4.3 継続的に少子化対策を行う必要性

ここからは、長期間に渡って少子化対策を行っていく必要性について考察しておく。

内閣府の「選択する未来」では、2013 年の男女年齢別人口を基準人口として、2013 年から 2030 年までに急速に合計特殊出生率が人口置換水準の 2.07 まで急速に回復し、その後も合計特殊出生率が同水準を維持すると仮定した推計を行った。合計特殊出生率が急速に改善したとしても、人口減少が収束するのは 2090 年代半ばだとされている⁹³。仮に合計特殊出生率が人口置換水準の 2.07 付近まで急速に改善したとしても、合計特殊出生率が 2.07 に達した 2030 年から同水準

⁸⁸ 佐藤（2014）p 134.

⁸⁹ 国立社会保障・人口問題研究所（2023b）p. 77.

⁹⁰ 増田（2016）p. 1.

⁹¹ 増田（2016）p. 8.

⁹² 増田（2016）p. 9.

⁹³ 内閣府（2015）.

で推移した2090年代まで約60年間高い合計特殊出生率を維持しなければならない。

2.3では、フランスは合計特殊出生率を日本に比べ高い水準で維持できており、その要因の1つに家族政策を挙げ、家族政策について述べた。フランスでは、1870年に普仏戦争に負け、その敗北の原因が出生数の減少による兵力不足と喧伝され⁹⁴、そこから1890年以降出生率の低下などが政治問題として意識され、1902年に人口減少問題に対処するための委員会が設置されるなど⁹⁵、合計特殊出生率を改善させたフランスは2024年現在よりも100年以上前から長い期間をかけ少子化に向き合ってきたのである。

人口減少を食い止めるために行う少子化対策というのは、フランスの例からもわかるように長い年月をかけて社会環境などの子育てしやすい土壌を整備し、その整備された土壌の上で、合計特殊出生率を人口置換水準と同程度か上回る水準まで回復させ、その水準を50年間以上維持し続けられる必要がある。

よって、少子化対策は一朝一夕で行われるものではなく、腰を据え長期的な展望を基に行われるべきであり、政府が行う少子化対策に対して短期的な利益のみを追求し、短期的な評価を下すのではなく、長期的な視点を基に少子化対策を求めていく必要があると考えられる。

4.4 少子化・人口減少を見据えた社会

1.3で将来推計人口をみてきたが、どのような推計であっても人口は減少していき、仮に合計特殊出生率が人口置換水準付近まで急速に回復したとしても、4.3で述べたように、人口減少のフェーズを脱していくには約60年近くの長い期間を要する。

そのため、仮に合計特殊出生率が人口置換水準を上回っていても、合計特殊出生率が人口置換水準を下回る状況が続いていても、約60年間の人口減少ということは決定づけられており、更に合計特殊出生率が人口置換水準を下回る社会においては、人口減少に加えて少子化、高齢化が2024年現在よりも進行した社会が訪れるとの認識を持ち、その社会が訪れることによって発生する課題を見据えて様々な領域で対応できるような改革や、過疎化や高齢化率の上昇によって発生する地域課題への対応などを考えていくことが重要であると考えられる。

こういった人口減少局面では、地方の過疎化や生産年齢人口の減少などから、日本経済が衰退していくという悲観論のみが注目されがちである。これに対して、吉川（2016）は、高度経済成長期の実質GDPの伸び率と労働力人口の伸び率が必ずしも一致しないことを引き合いに出し経済成長を決めるのは人口ではなく、「イノベーション」や「労働生産性の向上」であるとしている⁹⁶。これからの人口減少局面において、労働生産年齢人口は減少するが、労働生産性をいかにして向上させていくのか、需要を活性化させることのできるイノベーションを生み出していくために必要なことを、国民間で叡智を振り絞り人口減少による悲観論を述べ続けるのではなく、

⁹⁴ 福島（2015）p. 70.

⁹⁵ 福島（2015）p. 93.

⁹⁶ 吉川（2016）pp. 72-81.

どうすれば経済を成長させ、一人あたりの経済的豊かさを享受し続けられるのかを考えていくべきなのではないだろうか。一人あたりの経済的豊かさを追求していけば、未婚者の経済状況も改善し、3.4 でみたような未婚化の経済的な要因を是正していくことができる可能性がある。少子化や高齢化、人口が減少する社会を見据えた対策というのは、その対策そのものが少子化への対策にも通ずるのではないだろうか。

日本の近現代史を考えてみると、欧米列強に大きく技術力の差をつけられていた中で明治維新を成し遂げ、欧米列強に追いつき、第2次世界大戦では焦土と化した都市を再興させ、度重なる地震などの天災から何度も立ち上がってきた。そういった日本であれば、これからの人口減少局面であっても、明日の日本へ希望を持ち叡智を結集し協力し合うことで日本経済の衰退という悲観的な未来を変えることができるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、日本における少子化の現状と出生数の減少や合計特殊出生率の低下要因の分析をもとに、未婚化がなぜ進行しているのかを考察してきた。それに加えて、合計特殊出生率を一時期回復させることに成功したフランスでは、どのような政策を行い、日本ではどのような少子化対策が行われてきたのかを述べた。そして、将来推計をもとに、人口が減少する日本において必要な取組について考察してきた。

未婚化という現象に関しては、親密性基盤を持たない未婚者が多く存在しているのに加えて、結婚市場において女性の高学歴化や社会進出によって、女性が求める条件を満たした男性の供給がそれほど増えていないというミスマッチによって、未婚化が進行していると考察した。よって、結婚したいと考えている人が結婚できる社会の実現のためには、経済状況の改善や出会いの創出が必要不可欠である。

日本社会においては、少子化対策を行いながら人口減少社会を見据え、制度の改革を行い、悲観論を述べ続けるのではなく、人口が減少していく中で、どのようにして社会を維持し経済を成長させていくのかといったことを考えることが重要である。

参考文献

- ・阿藤誠（2017）「少子化問題を考える」, 医療科学研究所 『医療と社会』 Vol.27 No.1 2017, pp. 5-20,
https://www.jstage.jst.go.jp/article/iken/27/1/27_5/_pdf（参照 2024 年 10 月 30 日）
- ・五十嵐英梨香（2022）「戦後日本における小農家族経営とベビーブーム」, 社会経済史学会 『社会史経済史学』 87 巻 4 号 pp. 385-411,

- https://www.jstage.jst.go.jp/article/sehs/87/4/87_385/_pdf/-char/ja (参照 2024 年 10 月 29 日)
- ・岩澤美帆 (2015) 「少子化をもたらした未婚化および夫婦の変化 (第2章)」, 高橋重郷・大淵寛編『人口減少と少子化対策』原書房 pp. 49-72.
 - ・岩澤美帆・余田翔平 (2024) 「結婚からの解放か, 結婚の剥奪か, 結婚からの離脱か?—1982年~2021年における未婚状態の類型化とその変化—」, 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』第80巻第2号 pp. 161-185,
<https://ipss.repo.nii.ac.jp/records/2000318> (参照 2024 年 9 月 29 日)
 - ・加藤敦彦 (2011) 「未婚化を推し進めてきた2つの力—経済成長の低下と個人主義のイデオロギー」, 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』第67巻第2号 2011年 pp. 3-39,
<https://www.ipss.go.jp/publication/e/jinkomon/pdf/19513802.pdf> (参照 2024 年 9 月 30 日)
 - ・加藤敦彦 (2023) 「未婚化の主要因:お金・手助け・価値観」, 労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』2023年1月号 (No.750) pp. 21-37,
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2023/01/pdf/021-037.pdf> (参照 2024 年 9 月 30 日)
 - ・鎌倉治子・深澤映司・田村なつみ (2023) 「家計への所得移転策と出生率の関係に関わる理論と実証—フランスの所得税におけるN分N乗方式を中心に」, 国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』73巻5号 (通号869) pp. 21-46,
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/12868056> (参照 2024 年 11 月 11 日)
 - ・桐原康栄 (2021) 「少子化の現状と対策」, 国立国会図書館『調査と情報—Issue Brief—』No.1163,
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11911775_po_1163.pdf?contentNo=1 (参照 2024 年 11 月 5 日)
 - ・是川夕 (2019) 「有配偶女性の人的資本,及び初期キャリアが出生力に及ぼす影響—女性就業と出生力の関係の再検討—」, 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』第75巻第1号 2019年 pp. 1-25,
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19750101.pdf> (参照 2024 年 10 月 2 日)
 - ・佐藤一磨 (2014) 「育児休業制度が結婚に及ぼす影響」, 国立社会保障・人口問題研究所『季刊社会保障研究』第50巻第1・2号 pp. 125-136,
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19964614.pdf> (参照 2024 年 9 月 21 日)
 - ・佐藤龍三郎 (2008) 「日本の「超少子化」」, 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』第64巻第2号 2008年, pp. 10-24,
<https://www.ipss.go.jp/publication/e/jinkomon/pdf/18811202.pdf> (参照 2024 年 10 月 5 日)
 - ・仙田幸子・樋口美雄 (2000) 「妻の職種別にみた子どもを持つことの経済的コストの違い」, 国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』第56巻第4号 2000年 pp. 19-37,
<https://www.ipss.go.jp/publication/e/jinkomon/pdf/15648402.pdf> (参照 2024 年 10 月 7 日)

- ・筒井淳也（2018）「1960年代以降の日本女性の結婚選択」, 荒巻草平編『2015年SSM調査報告書2 人口・家族』2015年SSM調査研究会 pp. 61-76,
https://www.l.u-tokyo.ac.jp/2015SSM-PJ/02_05.pdf（参照2024年10月7日）
- ・筒井淳也（2023）『未婚と少子化』PHP新書.
- ・福島都茂子（2015）『フランスにおける家族政策の起源と発展』法律文化社.
- ・藤波匠（2023）『なぜ少子化は止められないのか』日経プレミアムシリーズ.
- ・増田幹人（2016）「地方自治体における教育支援・負担と出生率」,
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28/masuda_2.pdf（参照2024年11月19日）
- ・松浦司（2024）「少子化対策の30年を振り返る」, 労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』2024年7月号（No.768）pp. 17-34,
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2024/07/pdf/017-034.pdf>（参照2024年10月30日）
- ・三輪哲（2019）「結婚を阻む「壁」の在り処」, 石田浩・佐藤博樹編『出会いと結婚』勁草書房 pp. 15-43.
- ・守泉理恵（2015）「日本における少子化対策の展開：エンゼルプランから子ども・子育てビジョンまで（第1章）」, 高橋重郷 大淵寛編『人口減少と少子化対策』原書房 pp. 27-48.
- ・山田昌弘（2020）『日本の少子化対策はなぜ失敗したのか』光文社新書.
- ・山崎史郎（2021）『人口戦略法案』日本経済新聞出版.
- ・吉川洋（2016）『人口と日本経済』中公新書.
- ・岡山市（2020）「嫡出子とは何でしょうか?」,
https://www.city.okayama.jp/faq/faq_detail.php?frmId=673（参照2024年11月21日）
- ・香川県（2024）「令和6年10月児童手当制度改正について」,
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/jidoteate/seidokaisei.html>（参照2024年11月5日）
- ・厚生労働省「令和5年版厚生労働白書 一つながり・支え合いのある地域共生社会―」,
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/22/index.html>（参照2024年9月2日）
- ・厚生労働省（2010）「平成22年度「出生に関する統計」の概況 人口動態統計特殊報告」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo06/index.html>（参照2024年8月19日）
- ・厚生労働省（2012）「平成23年 人口動態統計月報年計（概数）の概況」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/dl/gaikyou23.pdf>（参照2024年11月19日）
- ・厚生労働省（2023）「令和4年（2022）人口動態統計月報年計（概数）の概況」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai22/index.html>（参照2024年9月2日）
- ・厚生労働省（2024）「令和5年（2023）人口動態統計月報告（確定数）の概況」,
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei23/index.html>（参照2024年11月19日）

- ・国立社会保障・人口問題研究所 (a) 「第15回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査)」,
https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp (参照2024年8月20日)
- ・国立社会保障・人口問題研究所 (b) 「第16回出生動向基本調査 (結婚と出産に関する全国調査)」,
https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/doukou16_gaiyo.asp (参照2024年8月25日)
- ・国立社会保障・人口問題研究所 (c) 「人口統計資料集 2024年版」,
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2024.asp?chap=0> (参照2024年12月25日)
- ・国立社会保障・人口問題研究所 (2023a) 「日本の将来推計人口 (令和5年推計) 詳細結果表」,
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/db_zenkoku2023/db_zenkoku2023syosaikekka.html
(参照2024年9月2日)
- ・国立社会保障・人口問題研究所 (2023b) 「現代日本の結婚と出産-第16回出生動向基本調査 (独身者調査並びに夫婦調査) 報告書」,
https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_ReportALL.pdf (参照2024年11月14日)
- ・政府統計の総合窓口 (e-Stat) (a) 「人口動態調査 人口動態統計 確定数 出生 年次別にみた出生数・出生率 (人口千対)・出生性比及び合計特殊出生率」,
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411595> (参照2024年11月21日)
- ・政府統計の総合窓口 (e-Stat) (b) 「人口動態調査 人口動態統計 確定数 出生 嫡出子—嫡出でない子別にみた年次別出生数及び百分率」,
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411618> (参照2024年11月21日)
- ・政府統計の総合窓口 (e-Stat) (c) 「人口動態調査 人口動態統計 確定数 婚姻 全婚姻—初婚別にいた年次別夫妻の平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差」,
<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411844> (参照2024年9月2日)
- ・内閣府 (2015) 「選択する未来 —人口推計から見えてくる未来像—」,
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/index_pdf.html (参照2024年11月11日)
- ・内閣府 (2022) 「少子化対策と出生率に関する研究のサーベイ —結婚支援や不妊治療など社会動向の変化と実証分析を中心とした研究の動向—」,
https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/archive/e_note/e_note070/e_note066.pdf (参照2024年11月20日)
- ・内閣府 (2023) 「令和5年度 年次経済財政報告」,
https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je23/index_pdf.html (参照2024年11月19日)
- ・日本総研 (2024) 「2024年のわが国出生数は70万人割れの公算大」,
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=108228> (参照2024年10月25日)

- リクルートブライダル総研（2019）「婚活実態調査 2019」,
https://souken.zexy.net/data/konkatsu/konkatsu2019_release.pdf（参照 2024 年 11 月 6 日）
- NHK（2024）「未婚の約 7 割「相手を見つけたくても何をすれば」こども家庭庁」,
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241123/k10014647321000.html>（参照 2024 年 11 月 23 日）
- The Human Fertility Database（2023）“Age-Specific Data, Age-specific fertility rates（1946-2021）,”
<https://www.humanfertility.org/Country/Country?cntr=FRATNP>（参照 2024 年 8 月 20 日）
- The Human Fertility Database（2024）“Age-Specific Data, Age-specific fertility rates（1947-2022）,”
<https://www.humanfertility.org/Country/Country?cntr=JPN>（参照 2024 年 8 月 20 日）
- United Nations（2019）“World Fertility Data 2019,”
https://www.un.org/development/desa/pd/sites/www.un.org.development.desa.pd/files/undesa_pd_2019_world_fertility_metadata.pdf（参照 2024 年 8 月 19 日）
- WIP ジャパン（2023）「令和 4 年度 内閣府委託事業 我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査」,
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b35f4182-9128-43c0-9ffd-ef8ca52c1c5f/d71fad3d/20230401_resources_research_other_shogaikoku_07.pdf（参照 2024 年 11 月 11 日）
- World Bank Group “Fertility rate, total（births per woman）—OECD members,”
<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.TFRT.IN?locations=OE>（参照 2024 年 9 月 2 日）